

別添資料1

足立区の交通事故概要及び 「第11次足立区交通安全計画」の進捗状況

~足立区の交通安全~

(令和6年度実績)

足立区 都市建設部 交通対策課

「美しいまち」は「安全なまち」





目 次

		ページ
第1部 3	交通安全計画の目標と交通事故の概要	1
第1章	交通安全計画の目標と実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	第 11 次足立区交通安全計画(令和 3 ~ 7 年度)の目標と実績 …	1
第2章	交通事故の概要	2
1	全国の交通事故件数の推移	2
2	東京都の交通事故件数の推移	3
3	足立区の交通事故件数の推移と状況	6
		ページ
第2部	目標に対する諸施策	20
第1章	道路交通環境の整備	21
1	道路等の整備	21
2	交通安全施設等の整備	21
3	安全・安心な生活道路の構築	24
4	自転車走行環境の整備	24
5	渋滞対策	25
6	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	26
7	その他の道路環境の整備	26
第2章	交通安全意識の普及及び徹底	28
1	交通安全教育等の推進	28
2	交通安全組織の育成及び拡大	32
3	交通安全の普及啓発活動	35
第3章	交通秩序の維持	47
1	交通規制の実施	47
2	駐車秩序の確立	48
3	指導取締りの強化	51
第4章	安全運転と車両の安全確保	54
1	安全運転の確保	54
2	車両の安全性の確保	57
第5章	交通事故に伴う救助・救急体制の整備	59
1	救助・救急体制の充実	59

		ページ
第3部 そ	その他の施策	61
第1章	被害者の支援	62
1	交通事故相談業務の充実	62
2	交通事故被害者等に対する連絡制度	62
3	交通事故被害者等に対する救済制度	62
4	自動車損害賠償責任保険等への加入促進	63
第2章	災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保 …	64
1	災害に強い交通施設等の整備	64
2	災害時の交通安全の確保	65
第3章	鉄道及び踏切の交通安全	67
1	鉄道の交通安全	67
2	踏切の交通安全	68

第1部 交通安全計画の目標と交通事故の概要

第1章 交通安全計画の目標と実績

- 1 第11次足立区交通安全計画(令和3~7年度)の目標と実績
- (1) 事故死者数に関する目標(基本目標)と実績
 - 目標①(基本目標)令和7年までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする。

足立区では、「第11次足立区交通安全計画(令和3~7年度)」において、年間の道路交通事故死者数を5人以下を目標とし、令和6年の足立区内での年間の道路交通事故死者数は4人で令和3年以降で初めて目標を達成した。

目標①(基本目標)	目標(上段)・実績値(下段)							
目標①(基本目標)	R3	R4	R5	R6	R7	7年		
	年度	年度	年度	年度	年度	以降		
令和7年までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする。	5人	5人	5人	5人	5人	5人		
	以下	以下	以下	以下	以下	以下		
実績値→	8人	10人	8人	4人				

- (2) 自転車利用者の交通ルール、走行マナーに関する目標と実績
 - 目標②(補完的な目標)令和7年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間5年間の平均で32%以上にする。

「足立区政に関する世論調査」において、区民による居住地域の評価として設けている「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる」という設問を活用し、基本目標を補完する目標として上記の目標を設定し、令和6年度の世論調査では31%と目標をやや下回った。

日博②(法令协方日博)	目標(上段)・実績値(下段)						
目標②(補完的な目標)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
令和7年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区 民の割合」を計画期間5年間の平均で32%以上にする。	平均で32%以上						
実績値→	31%	33%	30%	31%			

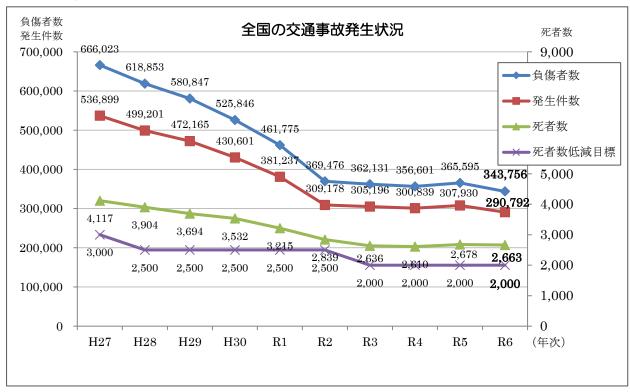
第2章 交通事故の概要

1 全国の交通事故件数の推移

(1) 概要

全国の交通事故による死者数は2,663人(前年比-15人)であった。平成28年から令和4年まで7年連続で戦後最少を更新していたが、令和5年に発生件数、 負傷者数とともに増加し、令和6年に再び減少に転じた。

なお、国で策定した第11次交通安全基本計画(令和3年~令和7年)では、「令和7年までに24時間死者数を2,000人以下とすること」等を目標に掲げている。



都道府県別死者数 (ワースト10)

ワースト順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和	大阪	愛知	東京	千葉	兵庫	北海道	神奈川	埼玉	茨城	静岡
4年	141	137	132	124	120	115	113	104	91	83
令和	大阪	愛知	東京	北海道	千葉	埼玉	神奈川	兵庫	・福岡	茨城
5年	148	145	136	131	127	122	115	1	.03	93
令和	東京	愛知	千葉	大阪	埼玉	神奈川	・兵庫	北海道	茨城	福岡
6年	146	141	131	127	113	109		104	94	91

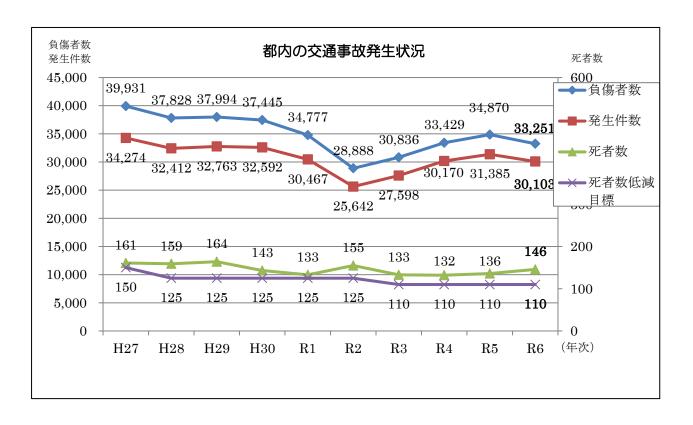
2 東京都の交通事故件数の推移

(1) 概要

都内では発生件数、負傷者数はともに減少したが、死者数については令和5年より10人増加し146人となった。

また、都内の**区市町村別**死者数で足立区は、港区、江東区、品川区、杉並区、 江戸川区と並びワースト8位の4人であった。

なお、第11次東京都交通安全計画(令和3年~令和7年)では、「令和7年までに24時間死者数を110人以下とすること」等を目標に掲げている。



区市町村別死者数 (ワースト10)

ワースト順	1	2	3 4 5			6	7	8	9	10		
令和	足立	・大田	世田谷	練馬	板橋	渋谷	新	新宿・目黒・杉並・北・葛飾・江戸川				
4年		10	ç	9 7 5 4								
令和	大田	世田谷	足立	足立・江戸川・練馬			・杉並	板橋	・江東	台東・港		
5年	11	9		8			7 6			5		
令和	大田	八王子	新宿・豊島・北・総			馬	渋谷	港・江	・杉並・ 足立・ 江戸川			
6年	13	9		(3		5		4			

(2) 23区の交通事故発生状況

区	件数	件数の	死者	死者 数の	重傷者	軽傷者	負傷者	負傷 者数	人口		当たりの ワース	
(五十音順)	11.334	順位		順位	1	1		の 順位	, , ,	件数	死者	負傷者
足立	1,715	2	4	7	85	1,790	1,875	2	701,492	7	18	7
荒川	353	23	1	23	28	349	377	23	223,323	21	21	21
板橋	1,088	8	3	13	51	1,116	1,167	8	592,446	16	20	16
江戸川	1,316	4	4	7	107	1,319	1,426	4	694,476	15	17	14
大田	1,506	3	13	1	113	1,530	1,643	3	751,591	12	4	12
葛飾	743	12	2	19	51	755	806	12	458,701	20	22	20
北	532	20	6	2	58	516	574	20	363,736	22	6	22
江東	1,246	5	4	7	67	1,291	1,358	5	539,364	8	14	8
品川	924	11	4	7	44	937	981	11	427,745	9	12	9
渋谷	726	13	5	6	61	713	774	15	244,387	6	2	6
新宿	1,111	7	6	2	80	1,126	1,206	7	357,523	5	5	5
杉並	1,034	9	4	7	63	1,089	1,152	9	593,546	18	16	17
墨田	585	18	3	13	40	597	637	19	283,736	11	11	11
世田谷	1,808	1	3	13	94	1,897	1,991	1	944,617	13	23	13
台東	710	14	3	13	57	725	782	13	224,407	4	8	4
中央	697	15	2	19	57	725	782	13	186,460	3	10	3
千代田	579	19	3	13	33	617	650	18	68,473	1	1	1
豊島	527	21	6	2	33	522	555	21	309,053	19	3	19
中野	622	16	2	19	25	632	657	16	351,148	17	19	18
練馬	1,007	10	6	2	77	1,034	1,111	10	757,644	23	13	23
文京	472	22	3	13	27	481	508	22	248,637	14	9	15
港	1,115	6	4	7	82	1,147	1,229	6	268,373	2	7	2
目黒	609	17	2	19	42	611	653	17	287,406	10	15	10
合計	21,025		93		1,375	21,519	22,894		9,878,284			
23区の 平均	914.13		4.04		59.78	935.6	995.3		429,491			

※人口:東京都総務局「東京都の人口(推計)」(令和7年1月1日現在)

※面積:総務局行政部長通知「東京都区市町村別の面積について」(令和6年10月1日現在)

※道路延長:「東京都道路現況調書令和6年度」(東京都建設局道路管理部編)

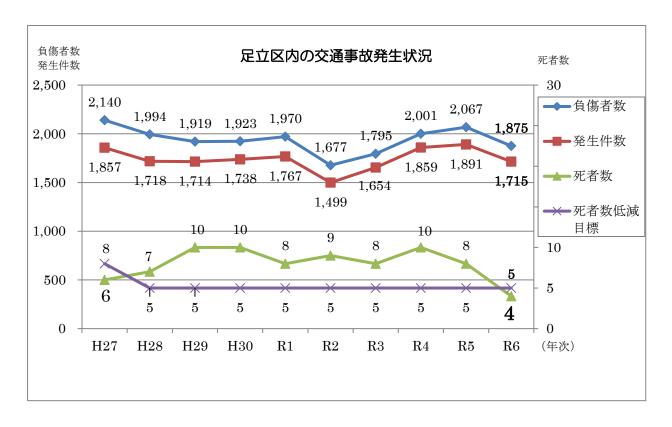
区	面積		責当たり (ワース		道路 面積		面積当た (ワース	りの順位 ト)	道路 延長	道路延	長当たり フースト	
(五十音順)	(km²)	件数	死者	負傷者	(km²)	件数	死者	負傷者	(km)	件数	死者	負傷者
足立	53.25	15	21	15	10.07	21	15	20	1,077	16	20	16
荒川	10.16	13	17	13	1.67	18	7	15	215	15	18	15
板橋	32.22	14	18	14	5.86	19	12	18	740	19	19	19
江戸川	49.9	19	20	19	9.4	20	14	21	1,089	21	21	21
大田	61.86	21	9	21	7.63	5	4	16	851	11	6	11
葛飾	34.8	22	22	22	5.75	23	16	23	755	22	22	22
北	20.61	20	5	20	3.03	2	23	19	375	20	5	20
江東	42.99	18	19	18	5.77	16	11	12	397	4	13	4
品川	22.85	11	12	10	4.04	10	18	10	392	8	11	8
渋谷	15.11	6	2	6	2.79	3	5	5	271	7	2	7
新宿	18.22	3	3	3	3.43	4	1	1	357	5	4	5
杉並	34.06	17	16	17	4.64	13	3	9	689	18	14	18
墨田	13.77	7	8	7	2.96	9	6	17	297	10	12	10
世田谷	58.05	16	23	16	8.29	22	9	11	1,188	17	23	17
台東	10.11	1	4	1	2.63	7	2	3	259	6	9	6
中央	10.21	2	11	2	3.05	17	22	8	195	2	10	2
千代田	11.66	5	7	5	2.79	8	21	13	176	3	3	3
豊島	13.01	10	1	11	2.41	1	20	14	308	12	1	13
中野	15.59	12	14	12	2.17	11	19	2	369	14	16	14
練馬	48.08	23	15	23	7.53	15	10	22	1,145	23	17	23
文京	11.29	8	6	8	1.96	6	17	7	207	9	7	9
港	20.36	4	10	4	4.52	12	8	6	305	1	8	1
目黒	14.67	9	13	9	2.33	41	13	4	360	13	15	12
合計	627.51				104.72				12,023			
23区の 平均	27.28				4.55				522.73			

3 足立区の交通事故件数の推移と状況

(1) 概要

足立区内では、死者数 4 人(前年比-4 人)、発生件数 1,715 件(前年比-176 件)、負傷者数 1,875 人(前年比-192 人)ともに減少したが、発生件数及び負傷者数はいずれも都内ワースト 2 位であった。

なお、第11次足立区交通安全計画(令和3年~令和7年)では、「令和7年までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする」を基本目標に掲げている。



新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等で人出が減ったとされる令和2年から、発生件数及び負傷者数はともに上昇傾向にあり、令和4年以降負傷者数については2年連続で2,000人を超えていたが、令和6年に再び減少傾向に転じた。

死者数については、戦後最少(※)の4人となり、初めて目標を達成した。 ※ これまでは平成27年の6人が戦後最少であった。

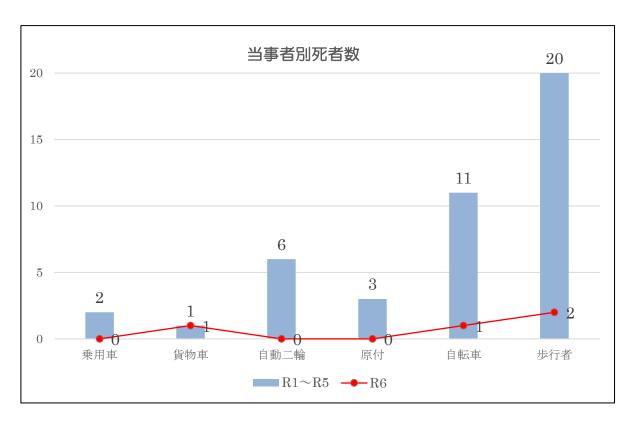
(2) 当事者別死傷者数の推移

ア 当事者別死者数の推移

令和元年から令和5年までの過去5年間の死者数を当事者別に見ると歩行者が20人と最も多く、次いで自転車が11人の順となっている。

令和6年については歩行者が2人と最も多く、次いで貨物車と自転車が1人となっている。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
乗用車	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
貨物車	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
自動二輪	1	1	1	2	1	0	0	2	3	0
原付	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0
自転車	3	2	2	1	2	2	2	2	3	1
歩行者	1	4	6	7	5	5	3	5	2	2
合計	6	7	10	10	8	9	8	10	8	4

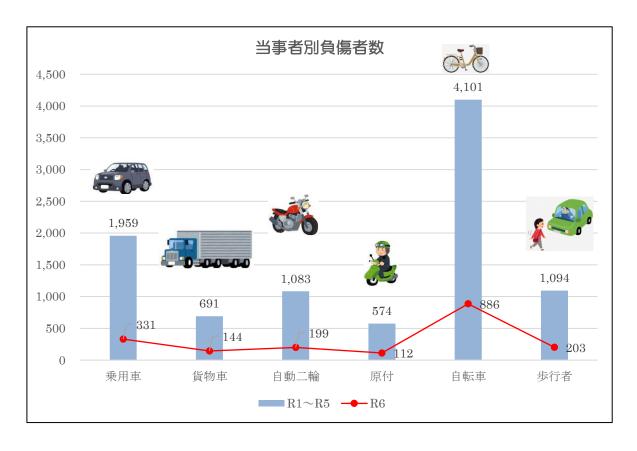


イ 当事者別負傷者数の推移

令和元年から令和5年までの過去5年間の負傷者数を当事者別に見ると 自転車が4,101人と最も多く、次いで乗用車が1,959人となっている。

令和6年についても同様に、自転車が886人と最も多く、次いで乗用車が331人の順である。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
乗用車	629	627	533	483	461	390	406	328	374	331
貨物車	203	197	159	171	134	115	148	146	148	144
自動二輪	225	201	230	185	211	208	205	233	226	199
原付	151	137	123	107	126	96	118	112	122	112
自転車	695	591	652	712	792	672	711	945	981	886
歩行者	234	241	222	263	246	193	207	234	214	203
その他	3	0	0	2	0	3	0	3	2	0
合計	2,140	1,994	1,919	1,923	1,970	1,677	1,795	2,001	2,067	1,875



(3)年齡層別事故状況

ア 年齢層別発生状況

事故件数が最も多いのは 50 歳代で、次いで 40 歳代の順となっている。 死者数が最も多いのは 60 歳代である。重傷者数が最も多いのは 50 歳代、次いで 40 歳代と 70 歳代となっており、軽傷者数が最も多いのも 50 歳代で、次いで 40 歳代の順となっている。

令和6年	事故件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
幼児	7	0	0	22
小学生	66	0	4	61
中学生	30	0	0	23
高校生	75	0	0	55
20 歳未満	61	0	1	39
20 歳代	382	0	6	223
30 歳代	381	0	11	229
40 歳代	481	0	13	268
50 歳代	626	0	16	353
60 歳代	384	2	10	181
70 歳代	330	1	13	183
80 歳以上	200	1	11	153

イ 年齢層別死者数の推移

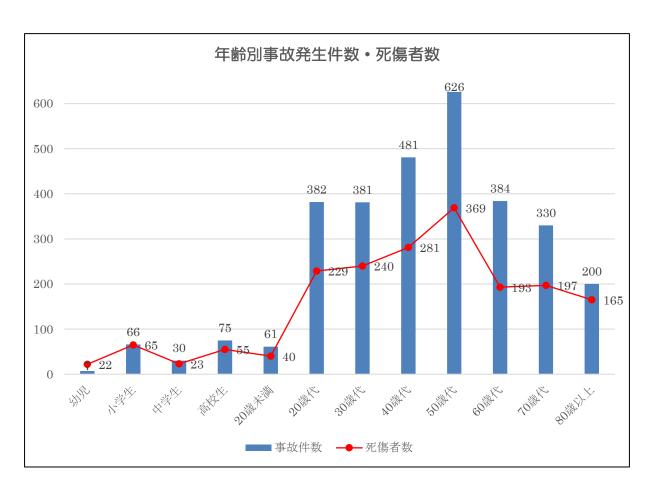
令和6年の交通事故死者は60歳代2人と70歳以上2人の計4人であった。

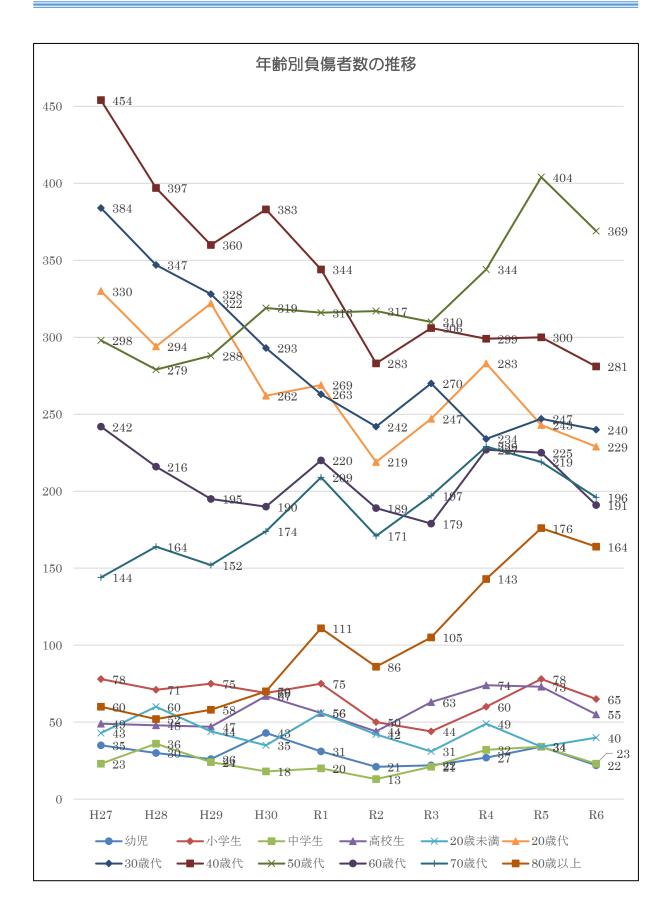
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
幼児	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
小学生	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
中学生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳代	1	2	3	1	2	0	0	0	0	0
30 歳代	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0
40 歳代	0	0	1	1	1	1	0	0	1	0
50 歳代	2	1	1	1	0	1	2	3	2	0
60 歳代	1	1	1	1	1	5	4	1	0	2
70 歳代	1	1	1	3	1	1	2	4	2	1
80 歳以上	0	0	0	2	2	1	0	1	1	1
合計	6	7	10	10	8	9	8	10	8	4

ウ 年齢層別負傷者数の推移

令和6年の交通事故負傷者数は50歳代が最も多く、次いで40歳代であった。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
幼児	35	30	26	43	31	21	22	27	34	22
小学生	78	71	75	69	75	50	44	60	78	65
中学生	23	36	24	18	20	13	21	32	34	23
高校生	49	48	47	67	56	44	63	74	73	55
20 歳未満	43	60	44	35	56	42	31	49	34	40
20 歳代	330	294	322	262	269	219	247	283	243	229
30 歳代	384	347	328	293	263	242	270	234	247	240
40 歳代	454	397	360	383	344	283	306	299	300	281
50 歳代	298	279	288	319	316	317	310	344	404	369
60 歳代	242	216	195	190	220	189	179	227	225	191
70 歳代	144	164	152	174	209	171	197	229	219	196
80 歳以上	60	52	58	70	111	86	105	143	176	164
合計	2,140	1,994	1,919	1,923	1,970	1,677	1,795	2,001	2,067	1,875





エ 年齢層別負傷者数の傾向

(ア) 20歳代~50歳代の傾向

あるものの増加している。

令和6年の交通事故負傷者数は20歳代から50歳代が多いが、過去10年間の推移をみると、20歳代、30歳代、40歳代は減少傾向である。一方で、50歳代は令和3年までは横ばい傾向となっていたが、令和4年以降は波こそ

これらの年代については、現在、交通安全の啓発機会が少ない一方で、大人が手本となることで、子ども達への交通安全啓発への波及も狙えるため、子育てサロン、小学校での自転車教室に従事している保護者に対してなど様々な機会を通じて、積極的に啓発を行っていく。

(イ) 60歳代~80歳以上の傾向

60歳代、70歳代は横ばい傾向であるが、80歳以上は交通事故負傷者数こそ少ないものの令和3年以降は増加傾向である。

高齢者は個人差があるが、一般的に加齢に伴い身体機能等が低下していくため、高齢者自身が身体機能等の低下に気付いてもらえるよう、危険な場面の映像なども活用して教育をさらに強化していく。

(ウ) 幼児~高校生までの傾向

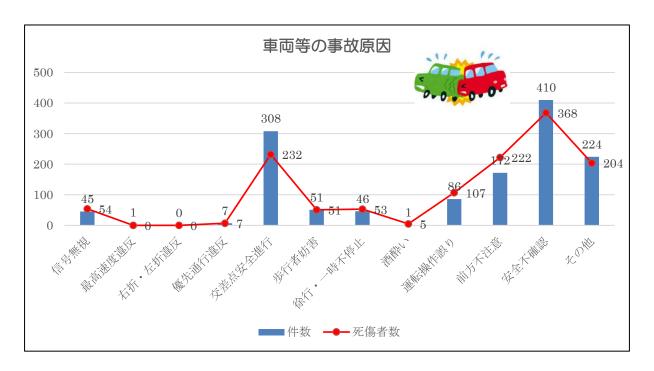
幼児、小学生、中学生、高校生については、横ばい傾向にあるが、次世代を担う子どもの命を交通事故から守る対策は極めて重要であり、キッズ・ゾーンやゾーン30の設置、通学路の安全点検などに加え、子どもの発達段階に応じた効果的な交通安全教育に取り組んでいく必要がある。

(4) 当事者別の事故原因

ア 車両等の事故原因

令和6年の車両等の事故原因として、「安全不確認」によるものが410件と 最も多く、違反ありの30.3%を占めている。続いて、「交差点安全進行」義務 違反によるものが308件で、違反ありの22.8%を占めている。

	令和6年	件数(割合)	死者	重傷者	軽傷者
	信号無視	45 (3.3%)	1	4	49
	最高速度違反	1 (0.1%)	0	0	0
	右折・左折違反	0 (0.0%)	0	0	0
	優先通行違反	7 (0.5%)	0	3	4
違	交差点安全進行	₹ 308 ₹ 22.8%)	1	22	209
反	歩行者妨害	51 (3.8%)	1	7	43
あ	徐行・一時不停止	46 (3.4%)	0	3	50
り	酒酔い	1 (0.1%)	0	1	4
	運転操作誤り	86 (6.4%)	1	2	104
	前方不注意	172 (12.7%)	0	5	217
	安全不確認	₹ 410 ₹ 30.3%)	0	17	351
	その他	224 (16.6%)	0	7	197
	違反なし	451	0	0	0

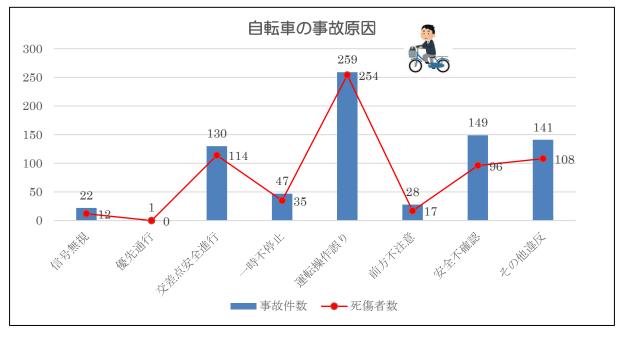


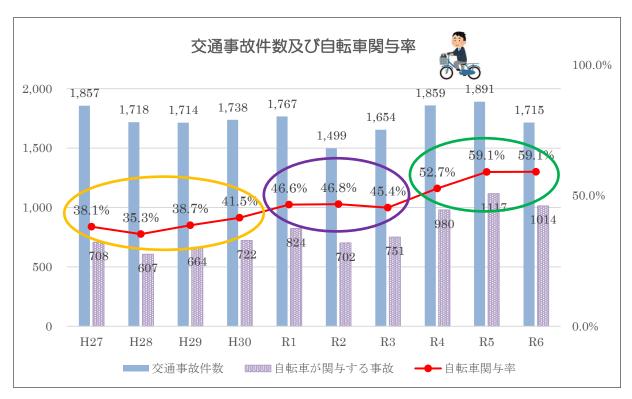
イ 自転車の事故原因

令和6年の自転車の事故原因は「違反なし」「その他違反」を除くと「運転操作誤り」によるものが259件で最も多く、違反ありの33.3%を占めている。 続いて「安全不確認」が149件で、違反ありの19.2%を占めている。

- (ア)「運転操作誤り」に対しては、単独事故が増えている可能性があり、各種 交通安全教室の実施(P28~32、P35)や自転車キャンペーン(P42、 P45、P57)等を通じて積極的に啓発していく。
- (イ)「安全不確認」に対しては、自転車シミュレータの活用 (P36、37)、各種交通安全教室の実施 (P28~32、P35) や自転車キャンペーン (P42、P45、P57) 等を通じて積極的に啓発していく。
- (ウ) 自転車保険への加入義務化 (P30、P63) 及び自転車用へルメットの着用 努力義務化 (P37~41、P45) を周知し、自転車事故に備えるよう啓発していく。

	令和6年	事故件数 (割合)	死者数	重傷者数	軽傷者数
	信号無視	22 (2.8%)	0	0	12
	優先通行	1 (0.1%)	0	0	0
違	交差点安全進行	130 (16.7%)	1	16	97
反	一時不停止	47 (6.0%)	0	4	31
あ	運転操作誤り	2 59 3 3.3%)	0	2	252
り	前方不注意	28 (3.6%)	0	1	16
	安全不確認	1 49 (19.2%)	0	4	92
	その他違反	141 (18.1%)	0	3	105
	違反なし	237	1	0	5





過去10年間で区内の自転車が関与する事故では、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のあった令和2年、3年を除き、平成28年以降増加傾向にあったが、 令和6年は減少した。

中でも自転車関与事故が全事故に占める割合は令和6年は59.1%で、前年とほぼ横ばいであった。

自転車は幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用している。また、新型コロナウイルスの影響で、公共交通機関を避け自転車通勤等も増えている。

このような背景もあり、自転車が関与する事故の割合は平成27年から平成30年までは38%前後、令和元年から令和3年までは46%前後、令和4年以降は53%前後で徐々に増加傾向となっている。

幅広い年齢層の自転車利用者に自転車利用ルールの徹底を図るための交通安全教育・啓発活動を充実させていく。

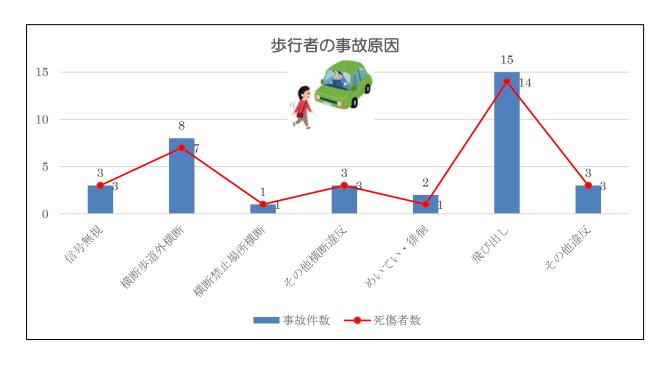
ウ 歩行者の事故原因

令和6年の歩行者の事故原因は「違反なし」「その他違反」を除くと「飛び出し」によるものが15件で最も多く42.9%を占めており、続いて「横断歩道外横断」によるものが8件で違反ありの22.9%を占めている。

なお、死者数は「違反なし」が2名であった。

- (ア)「横断歩道外横断」「飛び出し」については、各種交通安全教室の実施 (P28~32、P35) や各種キャンペーン (P45) 等で交通安全について 啓発していく。
- (イ)「めいてい・徘徊」については、酒類を提供する店舗に対する交通安全 指導 (P55) や各種キャンペーンを実施する (P45)。

	令和6年	事故件数 (割合)	死者数	重傷者数	軽傷者数
	信号無視	3 (8.5%)	0	1	2
違	横断歩道外横断	8 (22.9%)	0	1	6
反	横断禁止場所横断	1 (2.9%)	0	0	1
あ	その他横断違反	3 (8.6%)	0	0	3
ŋ	めいてい・徘徊	2 (5.7%)	0	1	0
	飛び出し	15 (42.9%)	0	1	13
	その他違反	3 (8.6%)	0	0	3
	違反なし	172	2	13	158



(5) 時間帯別交通事故の発生状況

ア 時間帯別交通事故の発生状況 (全年齢層)

令和6年の事故件数は8時から10時、16時から18時が多く、負傷者数についても同じ時間帯が多くなっている。

時間帯	件数	死者	重傷者	軽傷者
0~2	33	0	2	35
2~4	21	0	1	21
4~6	47	2	4	53
6~8	162	0	14	159
8~10	241	1	9	249
10~12	189	0	8	198
12~14	196	0	9	218
14~16	216	0	8	219
16~18	270	1	17	284
18~20	208	0	10	217
20~22	89	0	3	90
22~24	43	0	0	47



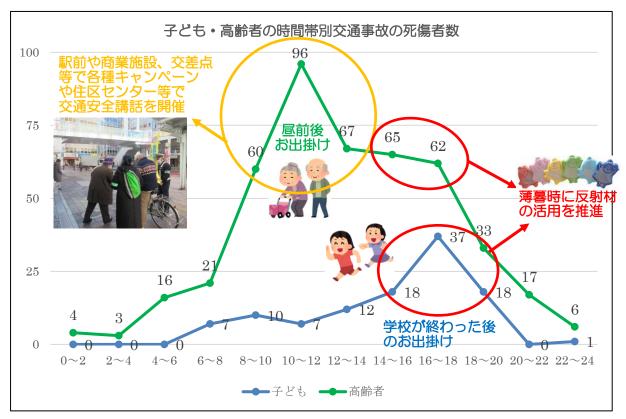
イ 子ども・高齢者の時間帯別交通事故の死傷者数

時間帯	子ども	高齢者
0~2	0	4
2~4	0	3
4~6	0	16
6~8	7	21
8~10	10	60
10~12	7	96
12~14	12	67
14~16	18	65
16~18	37	62
18~20	18	33
20~22	0	17
22~24	1	6

令和6年の子どもの死傷者数については、16時から18時の時間帯が多くなっており、学校が終わった後に出掛ける時間帯に多く発生している傾向がある。

また、高齢者の死傷者数は 10 時から 12 時の時間帯が多く、日中の買い物や通院等でお出掛けした際に多く発生していると思われる。また、その前後の時間帯も多いため、駅前や商業施設、交差点等で各種キャンペーン(P45)や住区センター等で交通安全講話(P35)を開催し、交通安全について啓発していく。

また、薄暮時には反射材を活用し、交通安全対策 を推進する必要がある(P43)。



(6) 月別交通事故の発生状況

発生件数、負傷者数とも11月が最も多かった。また、3月・5月・9月も多かった。なお、その年によって傾向にばらつきがある(令和5年は6月・7月、令和4年は7月・5月、令和3年は12月・3月であった)。

月、	行相4年	14.7月・	071	が相る年に
令和6年	件数	死者	重傷者	軽傷者
1月	135	0	10	143
2 月	118	0	8	119
3 月	151	0	7	155
4 月	143	0	8	148
5 月	153	0	9	153
6 月	149	0	11	143
7月	135	0	9	144
8月	143	2	4	149
9月	153	0	2	170
10 月	145	0	4	154
11 月	162	0	8	171
12 月	128	2	5	141



(7) 事故類型別発生状況

令和6年の発生件数では、車両相互の事故が最も多く、全体の65.9%を占めている。出会い頭による事故が23.6%と最も多く、次いで追突事故が16.2%となっている。

事故類型別発生件数の割合

事故類型別発生状況

			T 194794/	加光工机机			
	区分	7	件	·数(割合)	死者	重傷者	軽傷者
	対面・背面通行	宁 中	47	(2.7%)	0	2	48
	横断歩道横断。		92	(5.4%)	2	9	83
人対	その他横断中		52	(3.0%)	0	2	51
人対車両	路上横臥		2	(0.1%)	0	1	1
1-3	その他		14	(0.8%)	0	3	11
	小	計	207	(12.1%)	2	2 9 9 1 1 3 17 0 0 5 29 7 15 2 66 1 1 0 0	194
	正面衝突		15	(0.9%)	0	0	17
	追突		2 78	(16.2%)	0	5	359
	出会い頭		4 04	(23.6%)	1	29	411
車	追い越し・追い	小抜き時	77	(4.5%)	0	7	72
車両相互	すれ違い時		20	(1.2%)	0	1	20
互	左折時		95	(5.5%)	0	7	88
	右折時		146	(8.5%)	0	15	145
	その他		95	(5.5%)	0	2	100
	小	計	1,130	(65.9%)	1	66	1,212
	車両単独		378	(22.0%)	0	1	2
	踏切		0	(0.0%)	0	0	0
	総	計	1,715	(100.0%)	8	4	85

第2部 目標に対する諸施策

<「目標①、②」及び「重視すべき3つの柱」に対する諸施策>

第2部では、区内の交通事故の現状と課題を踏まえ、設定した重視すべき3つの柱との関係を示しながら、計画目標を達成するために必要な5つの諸施策について、取組内容を示します。

①:令和7年までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする。

②: 令和7年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる **目標** 区民の割合」を計画期間5年間の平均で32%以上にする。

②:高齢者及び子どもの交通安全確保

①:自転車の安全利用推進

●:二輪車の交通事故防止

重視すべき3つの柱

「目標①、②」及び	「重視すべき3つの柱」に対する諸施策					
5 つの施策	取組	目相	票	3 -	つの	柱
5つの旭泉	4又形1	①	2	(Σ)		
第1章 道路交通環境の整備	1 道路等の整備	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc
	2 交通安全施設等の整備	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
	3 安全・安心な生活道路の構築	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
	4 自転車走行環境の整備	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	
	5 渋滯対策	\bigcirc				\bigcirc
	6 駐車・駐輪施設の整備及び拡充	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc
	7 その他の道路環境の整備	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
第2章 交通安全意識の普及及び徹底	1 交通安全教育等の推進	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
	2 交通安全組織の育成及び拡大	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
	3 交通安全の普及啓発活動	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
第3章 交通秩序の維持	1 交通規制の実施	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
	2 駐車秩序の確立	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc
	3 指導取締りの強化	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc
第4章 安全運転と車両の安全確保	1 安全運転の確保	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
	2 車両の安全性の確保	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	
第5章 救助・救急体制の整備	1 救助・救急体制の充実	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

<本文中の取組主体の見方>

各取組に、それぞれ担当する機関を記載しております。また、主管となる機関を**太字・ゴシック**で記載しております。以下の例の場合は、足立区が主管となります。

例(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

第1章 道路交通環境の整備

1 道路等の整備 (□・圓・圖)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

令和5年度に工事着手した区画街路第14号線について、工程遅延したが令和6年度に工事が完了した。また、令和6年度に都市計画道路補助第138号線その2工区が完了した。

実施機関	道路等の整備	具体的な取組内容	目標	(上戶	设) •	実績値(下段)			
天肥傲民	道昭寺の発掘	共体的な取組内台	R3 年度	R 4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
区・国・都	歩道の整備(バリアフリー化等)	都市計画道路の整備	-	_	97 m	280 m	-	継続 実施	
	【区:道路整備課】実績値→				O m	377 m			

2 交通安全施設等の整備

(1) 交差点の改良 (②・●・●) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署) 都市計画道路整備においては、都度交差点改良を実施予定である。

なお、今後は補助第255号線、補助第256号線が環七通りと交差予定である。 また、国が管理する一般国道4号の北千住駅交差点において、すべり止めカラー舗装、区画線の見直し等の交差点改良を1か所実施した。

なお、都が管理する足立区内の交差点については、改良等の要請がなかったため、実施しなかった。

(2) 防護柵の整備 (○・●)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

区道については、職員及び委託業者による巡回点検を実施し、適宜、更新・ 修繕等を行い、歩行者・自転車・自動車等が安全で円滑に通行できるよう安全性 を確保した。

都道については、日々の巡回点検により、防護柵の破損や老朽化を確認し、不 具合のある防護柵は取替えを実施した。また、都独自の取組みとして、主な交差 点巻込み部の歩行者自転車用柵の車両防護柵への取替えを順次実施している。

(3) 道路照明の整備 (○・ ●・ ●)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

区道については、街路灯保守点検作業を委託し、区内全域の区管理街路灯の巡回及び保守点検を行っている。ランプ定期交換及びLED灯定期清掃(年間10,000灯程度)、不点、点滅、昼点等の補修(年間300か所程度)、分電盤点検(区内全域1回/年)、昼間巡回点検(区内全域3回/年)、夜間巡回点検(区内全域2回/年)、腐食度調査(区内全域1回/年)、事故発生等緊急保守作業。

都道については、夜間巡視点検を実施し、照度確認や点灯状況の確認を行い、 不具合があった場合は適切に対応した。

(4) 信号機の整備・高度化 (○・●・●)

(四警察署)

ア 「千住一丁目交差点」に音響式信号を設置した。(千住警察署)

イ ①歩行者用画像感知器を活用して赤信号で横断を開始する歩行者に対して 音声で警告を発する機能、②青信号の時間内に渡り切れないと思われる歩行者 を感知して、青信号の時間を延長する機能、③逆に横断歩行者がいない場合に は青信号時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する 信号機の設置なし。設置に関しては本郡交通管制課との協議となる。

新たに1か所の信号機に音響式設備を設置した。(西新井警察署)

ウ 足立入谷北交差点の歩行者用灯器について、ゆとりシグナル化を本部に上申 した。(竹の塚警察署)

(5) 事故多発地点対策のための交通安全施設整備 (〇・圓・圖)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署)

区内各所において、警察からの要望によりカラー舗装を整備し、車線構成の変更を行った。地元からの陳情に迅速な対応を徹底し、自転車ストップマークの路面標示や巻き看板、カーブミラー等を設置した。

都においても、所轄警察署からの要請を受け、交通安全施設の設置・改良等を 都度実施している。

(6)交通情報収集・提供機能の強化 (輸)

(四警察署)

都道、国道に数カ所設置。設置に関しては、道路管理者と本部交通管制課との 協議となる。(西新井警察署)

(7) Ⅰ TS(高度道路交通システム)(※)の活用推進 (輸) 四警察署

※ ITS:最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞等といった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。

令和5年度に都道(環七通り鹿浜交差点)に設置。

設置に関しては、本部交通管制課との協議を要する。(西新井警察署)

中共機門	六 塚ウク佐乳笠の乾世	日体的专即组内空	目標	(上戶	段) •	実績値	直(下	段)
実施機関	交通安全施設等の整備	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区・国・都・署	交差点の改良	より安全な交差点へ改良	都度 実施	→	→	→	→	継続実施
	【区:道路維持課】【都:第7	ҳ建設事務所】【国:東京国道事務所】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施	都度 実施		
区•国•	防護柵の整備	防護柵の設置及び定期的な安全点検	都度 実施	→	→	\rightarrow	→	継続 実施
	【区:道路維持課】【都:第7	ҳ建設事務所】【国:東京国道事務所】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施	都度 実施		
区•国•	道路照明の整備	適切な照度の確保のため定期的な点 検・巡回を実施	実施	→	→	→	→	継続 実施
	区:安全設備課】【都:第六建設事務	S所】【国:東京国道事務所】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	信号機の整備・高度化	信号機の整備・高度化について協議・ 調整を行う	協議・調整	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	→	継続 協議 • 調整
		【四警察署 交通規制係】実績値→	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整		
区•署	事故多発地点対策のための交通安 全施設整備	各道路管理者とその都度協議	都度 実施	→	→	\rightarrow	→	継続実施
	【区:道路維持課】【都:第7	ҳ建設事務所】【国:東京国道事務所】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施	都度 実施		
署	交通情報収集・提供機能の強化	早期実現に向け、都と連携する	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	→	継続 実施
		【四警察署 交通規制係】実績値→	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整		
署	ITSの活用推進	早期実現に向け、都と連携する	実施	→	→	→	→	継続 実施
		【四警察署 交通規制係】実績値→	協議•調整	協議・調整	協議・ 調整	協議・ 調整		

3 安全・安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備 (〇・圓)

令和5年度に工事着手した区画街路第14号線について、工程遅延したが令和6年度に工事が完了した。また、令和6年度に都市計画道路補助第138号その2工区が完了した。

- (2)生活道路における交通事故防止対策の推進 (②・●・●) (足立区・四警察署)
 - ア 区としては、通学路点検における要望から、交差点や曲がり角に区域線など の再整備を行い、視認性を向上させた。
 - イ 通学路の安全対策として横断歩道を2か所新設整備した。また、信号機のない横断歩道3か所のハング式標識に注意喚起の情報板を追加した。 (西新井警察署)
 - ウ 花畑地区においてバリアフリー促進化計画に基づき横断歩道の新設を16 か所本部に上申した。桜花小学校北側のスクールゾーン標識を増設し視認性を 向上させた。(竹の塚警察署)

実施機関	安全・安心な	目状的表现织内容	目標(上段)・実績値(下				段)		
夫加俄禺	生活道路の構築	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 R7 7 年度 年度 以 280 m 377 m		
区•国•	歩道の整備	都市計画道路の整備			97 m	280 m		継続実施	
	【区:道路整備課】実績値→				O m	377 m			
区•署	生活道路における交通事故対策の 推進	ゾーン30の整備等各種交通対策を協 議・調整する	協議・調整	→	→	→	\rightarrow	継続協 議・調 整	
	【区:道路維持課】【四警察署 交通規制係】実績値				協議・調整	協議・ 調整			

4 自転車走行環境の整備

(1) 自転車走行環境の現状と今後の整備(個)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署)

北綾瀬地区のエリアデザイン計画で指定されたエリアについて、面的に自転車ナビマークの整備を行った。

今後については、令和6年7月に策定した、「足立区自 転車活用推進計画」に基づき、拠点同士を結ぶ幹線道路 や自転車事故の恐れのある路線などを選定し、計画的に 自転車専用通行帯(自転車レーン)等を整備していく。



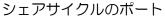
(2) 自転車シェアリング利用者への普及啓発((2)) (足立区)

サイクルステーションを 64 個増設し、令和 7 年 3 月末時点の区内サイクルポート数は 218 か所となり、令和 2 年 2 月末の 59 か所から約 3.7 倍となった。また、一か月あたりの利用者数が令和 7 年 3 月は約 18,400 人となり、令和 2 年 2 月の約 1,100 人から約 16.7 倍となった。

目標のサイクルステーション数である212か所を達成し、利用者数も増えたため、実証実験は令和7年3月31日で終了し、同年4月1日より本格実施へ移行した。利用者に交通ルール遵守等の交通安全啓発を実施していく。

実施機関	白紅末土仁理控小教供	目状的表现织内容	目標(上段)・実績値(下段)						
	自転車走行環境の整備	具体的な取組内容	R3 年度	R 4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
区•国• 都•署	自転車走行環境の整備	自転車専用通行帯、ナビライン、	12,700 m	10,000 m	4,000 m	10,400 m	4,400 m	継続実施	
都 • 署		都市計画道路等については道路の整備 に合わせ実施							
	【区:交通対策課 駐車場推進係】実績値→			7,580 m	5,250 m	7,787 m			
X	自転車シェアリング利用者への普 及啓発	足立区シェアサイクル事業	実証 実験	未定	未定	未定	本格 実施	本格 実施	
	【区:交通対策課 自転車係】実績値→					実証 実験			







自転車ナビマーク

5 **渋滞対策 (輸)** (足立区・国道事務所・都第六建設事務所・**四警察署**) 道路管理者と連携し、推進していく。(四警察署)

実施機関	渋滞対策	具体的な取組内容	目標(上段			段)•実績値(下段)			
	次/市刈床	共体的な取組内台	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
区•国• 都•署	渋滞対策	ITSの活用による渋滞の解消	実施	→	→	→	→	継続実施	
		【四警察署 交通規制係】実績値→	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整			

6 駐車・駐輪施設の整備及び拡充 (圓・鱠) (足立区)

青井駅自転車駐車場において、老朽化していた高圧電気ケーブルや火災報知設備 の改修工事をおこなった。また、北千住南自転車駐車場において、照明のLED化 と老朽化していた火災報知設備等の改修を行った。

民営自転車等駐車場設置費補助については、相談や問い合わせはあったが、令和 6年度の新規申請には至らなかった。

実施機関	駐車・駐輪施設の	日生的专职组内的	目標	直(下	(下段)			
	整備及び拡充	具体的な取組内容	R3 年度	R 4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
X	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	自転車の利用状況や民間自転車駐車場 の設置状況を勘案して、区営の自転車 駐車場の新設・改修	1 箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	継続実施
	[⊠	【:交通対策課 駐車場推進係】実績値→	1 箇所	2箇所	1箇所	2箇所		
区	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度を活用した民営自転車駐車場の新設	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	継続実施
		【区:交通対策課 自転車係】実績値→	2箇所	1箇所	O箇所	〇箇所		

7 その他の道路環境の整備

(1)無電柱化の推進 (②・●・●) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

都市計画道路補助第138号線その2工区について、電線共同溝整備工事が完 了した。

(2) 道路工事の抑制

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

道路工事調整会議を令和6年9月(令和6年度後期工事分)、令和7年3月(令 和7年度年間工事分)の2回開催し、道路工事の抑制を図った。会議参加企業は NTT、KDDI、東京電力、東京ガス、東京都水道局、東京都下水道局である。

(3) 不法占用物件等の排除 (②・●・●) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所) 不法投棄対応を兼ねて日々の定期パトロールを実施し、早期発見、早期対応を 行った。交通標識を妨げていたり、見通しの悪い場所、歩道での占用では、一刻 も早い解決を目指し、所有者への指導・撤去依頼、緊急対応等を行い、通行障害

(4)通学路の安全点検 (〇)

の早期解決に努めた。

(足立区・都第六建設事務所・四警察署)

関係各所の協力のもと、定期点検として予定していた23校に加え、臨時で2 校において実施し、合計25校の通学路点検を行った。

点検の結果、路面標示の新設・塗り直し(36か所)や、危険箇所へ注意喚起

の看板の設置 (10 か所)、学童擁護員の配置 (1 箇所)、信号機設置位置の調整 (1 か所) などの対策を行った。

(5) キッズ・ゾーンの設定 (②)

(足立区・四警察署)

令和4年度にモデル整備を実施済み。

令和5年度に区内警察署・区の道路管理所管課と協議を行い、7カ所の保育施設が集中している「足立区東綾瀬地区(都立東綾瀬公園周辺)」をモデル地域として選定した。令和6年度にドライバー等に減速を促すための看板設置を検討したが実施できず令和7年度へ継続検討とした。



実施機関	フの此の学吸煙の軟件	日生的专职组内容	目標	(上戶	上段) • 実績値(下段)				
	その他の道路環境の整備	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
区・国・都	無電柱化の推進	都市計画道路の整備			97 m	280 m		継続 実施	
		【区:道路整備課】実績値→	_	_	97 m	280 m			
区・国・都	道路工事の抑制	関係機関において、道路上で行われる 工事の施工方法等を協議し、工期短縮 を図るなど調整	実施	→	→	→	→	継続実施	
		【区:道路公園管理課】実績値→	実施	実施	実施	実施			
区・国・都	不法占用物件等の排除	原因者に接触し、早期の解決を図る。 また、その後の状況を確認するための 定期的なパトロールの実施	実施	→	→	→	→	継続実施	
		【区:道路公園管理課】実績値→	実施	実施	実施	実施			
区•署	通学路の安全点検	全小学校における通学路の安全点検を 3年に1回実施					継続 実施		
		【区:学務課】実績値→	51校	26校	21校	25校			
区•署	キッズ・ゾーンの設定	関係機関との協議・検討	検討	モデル 実施	継続 検討	\rightarrow	→	継続 検討	
		【区:子ども政策課】実績値→	検討	モデル 実施	継続 検討	継続 検討			

第2章 交通安全意識の普及及び徹底

1 交通安全教育等の推進

(1) 学校等における交通安全教育 (○・ ●・ ●)

ア 幼稚園・保育園

(足立区・四警察署)

(ア) 実施内容

DVD鑑賞、警察官による講話、歩行訓練を実施した。また、区からは園 児一人ひとりに反射材を配布し、交通安全の意識を身につけるよう指導した。

(イ) 実施回数

区内の幼稚園・保育園のうち117園で実施し、11,865名の児童が交通安全教育を受けた。

(ウ) 大人への啓発

一部の園にて、送迎時やイベント時に併せて実施することで、保護者に対する交通安全の啓発も行い、家庭において適切な指導が出来るよう努めた。





幼稚園・保育園での保護者参加型の交通安全教室(講話と歩行訓練)

(エ) その他

竹の塚警察署では、令和7年3月8日(土)、管内の保育園・幼稚園等の年 長児と保護者・兄弟を対象に、保木間小学校において「もうすぐ一年生交通安 全教室」(旧ママキッズ)を開催した。

交通安全ミュージカル、トラックの死角体験、竹の塚交通少年団による鼓笛 演奏、歩行訓練などを実施し、白バイやパトカー、ミニパトの展示も行った。 なお、足立区としても自転車用ヘルメットの展示と補助制度の案内を行った。



竹の塚交通少年団による鼓笛演奏



交通安全ミュージカル



警視庁騎馬隊による交通安全教室







自転車用ヘルメットの周知啓発

歩行訓練による交通安全教室

トラックによる死角体験

イ 小学校

(足立区・四警察署)

(ア) 自転車安全運転免許証発行事業(自転車教室)

<実施内容>

警察署と連携し、小学校3年生向けに自転車安全運転免許証発行事業(以下、自転車教室)を実施。また、免許証の交付時には小冊子「自転車の安全な乗り方」と鍵掛けを啓発する免許証入れも配付した。





<実施回数>

区内の小学校全67校、4.854名に対し、実施することができた。

また、令和5年度から一部の小学校の自転車教室の中で、関係機関が実施するトラック等を活用した死角体験や内輪差体験等の活動に対する補助事業を開始した。

令和6年度は雨天で中止となった学校が非常に多く、13校中4校(保木間小、西新井第二小、花保小、中川東小)での実施となった。

なお、このような状況もあり、10月のあだち区民まつりにおいて、自転車シミュレータ体験とトラックの死角体験を同時開催し、主に親子連れなど幅広い世代に対して啓発することができた。(P36)。





小学校での自転車教室(実技、トラックの死角体験)

(イ) 交通安全指導員による教育

区立小学校全校において、1年生から4年生を対象に警察官の経験を有する職員による交通安全教室を年2回実施(3年生は上記(ア)の自転車教室があるため1回のみ)している。また、あわせて下校時間における校門や危険箇所での見守りや下校指導を行っている。

(ウ) 大人への啓発

自転車教室に従事している保護者に対しても、自転車保険の義務化や自転車用ヘルメット購入費補助のチラシを配布し説明を行い、また保護者が模範的な行動をとれるよう基本的な交通ルールを教えた。





保護者に対する啓発(座学、実技)

(エ) 学童保育室・児童館

学童保育室や児童館を利用している児童に対して、特に春先の入学時期や 夏休み中に、交通安全教育を行っており令和6年度は11箇所で436名以上 に実施した。併せて、自転車用ヘルメットの着用についても啓発を行った。







学童保育室・児童館での交通安全教育

(オ) あさがお交通安全プロジェクト

足立区教育委員会では、区内小学校の交通事故被害者の保護者の講演等を通して、児童の交通安全への意識を高め、日常生活において交通ルールを守り、行動できる資質・能力を育む取り組みを実施している。

- a 実施目的
- (a) 児童・生徒の人権意識を涵養し、自他の命を大切にしようとする意識

を高める。

- (b) 講話、取組を通して交通安全の大切さを自覚し、日常生活において交通ルールを守り行動できる資質・能力を育む。
- (c) 保護者及び地域社会に向けて、児童・ 生徒の交通安全に貢献しようとする意 識の啓発を図る。

b 取組の概要

(a) 区内小学校の交通事故の被害児童の 保護者に協力を仰ぎ、あさがおのシン ボルのデザインを基に反射板付きキー



小学校でのセレモニーの様子

ホルダーや幟旗、また啓発チラシを作成し、児童・保護者に配布する。

- (b) 令和5年度は、あさがお交通安全プロジェクトセレモニーを実施し、 各校にて、あさがお交通安全運動を実施した。6年度も全小学校で運動 を実施した。7年度も引き続き実施予定である。
- (c) 令和6年度から、5/2「足立区版交通安全の日」を定め、保護者の 講話をいただいた。その後朝顔を育てるとともに、あさがお交通安全運 動及び交通安全指導を行った。

(オ) その他

交通対策課では、小学校中学年向けに 「ビュー坊と学ぶ自転車の正しい乗り方」 を製作し、動画配信を行っている。

また、『あだち子育てガイドブック』で も紹介し、保護者が模範的な乗り方が出来 るよう啓発を行っている。



ビュー坊と学ぶ自転車の正しい乗り方

ウー中学校、高等学校

(ア) 実施内容

(足立区・都教育委員会・四警察署)

警察署と連携し、スタントマンを活用した体験型交通安全教室(スケアード・ストレイト)を実施することができた。これまでの既習事項に加え、その発達段階に応じて歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規、応急処置等の理解を深めるとともに、交通災害防止について習得させる。事故再現で疑似的に体験することにより、事故を起こさせない、当事者にならない重要性を伝えることが出来る。

(イ) 実施回数

予定していた全14校、5,974名に対し、実施することができた。





スタントマンを活用した体験型交通安全教室

実施機関	六字中心地	京奈の世 生	日伏的东南级内南	目標(上段)・実績値(下段)						
	父迪女王教	(育等の推進	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
区•署	学校等における 交通安全教室	幼稚園・保育園	幼稚園・保育園で正しい道路の歩き方 等を学んでもらうため、交通安全教室 を実施	170 園	170 園	170 園	170 園	170 園	継続実施	
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	77 園	101 園	112 園				
区•署	学校等における 交通安全教室	小学校	小学校において、小学三年生を対象と し、「自転車安全運転免許証発行事 業」による交通安全教室を実施	69校	68校 ※1	67校 ※2	67校	67校	継続実施	
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	69 校	68 校	67 校	68 校			
区•署	学校等における	中学校	中・高等学校等でスタントマンを活用 した体験型交通安全教室の実施	14校	14	15校	14校	15校	継続	
	交通安全教室	高等学校	* 3		校				実施	
	【区:交通対策課 推進係】実績値→				14 校	15 校	14校			

※1、2: 令和4年度に江北小と高野小、令和5年度に北鹿浜小と鹿浜西小が統合予定のため、小学校での実施回数を減とする。 ※3: 中学校と高等学校は3年間で全校一巡するよう実施する。

2 交通安全組織の育成及び拡大

(足立区・**四警察署**)

(1) 交通少年団 (〇・旬)

ア 役割及び実施状況

交通少年団の活動については、交通安全キャンペーンの際に、幅広い年齢層が集まる大規模商業施設などに赴き、交通安全啓発品及び広報物の配布に協力してもらうことで、区民等の交通安全意識を高めた。

イ 実施内容

(ア) 交通安全運動期間中において、交通安全啓発活動に意欲的に参加して、幅 広い年齢層が集まる大規模商業施設や公共交通機関施設に赴いてのキャン ペーンを実施した。(西新井警察署)

- (イ)管内の東京電機大学において、電気回路の仕組みを利用した交通安全教育 を実施。(千住警察署)
- (ウ) あだちまつりにおいて、ステージで鼓笛隊が演奏、少年団による交通安全 教育を披露し、多くの来場者に対し交通安全を呼び掛けた。(竹の塚警察署)
- (エ) 六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」において、交通少年団及び 区役所と「けんちゃんの朝顔イベント」を実施し、交通安全の啓発を行った。 (綾瀬警察署)

(2) 交通安全協会 (○・●・●)

ア 役割及び実施状況

交通安全協会は、日頃から警察と地域(町会)との間の連絡調整を行っており、交通安全に関する行事、情報共有においてパイプ役となっている。

イ 実施内容

- (ア) 交通安全協会に属する各部会の重大交通事故防止活動を促進させた。 (西新井警察署)
 - a トラック部会: 2ヶ月に一度の部会会議を実施するほか、毎月一度管内 主要交差点における街頭配置活動を実施した。環状七号 線上における交差点該当配置を実施した(春、夏1回)。
 - b タクシー部会:安全協会に加盟するタクシー会社に赴き、同社開催の 「交通安全講習会」において、タクシー稼働の安全な運 転の仕方等について講話を実施し、交通安全の意識付け を行った。
 - c 女 性 部 会:連絡会議を定期的に開催。大型商業施設等において、自 転車運転者や歩行中の高齢者に対し、交通安全啓発活動 を実施した。
 - d 友愛 クラブ:交通安全運動の事前行事として交通安全のつどいを開催 し、交通安全教育委員が交通安全の意識付けを実施し た。
- (イ) 足立区シルバー交通安全のつどいを開催し、友愛クラブ会員を招待した。 音楽隊による交通安全コンサートや、署員による交通安全教育を実施し交通 事故防止を呼びかけた。(竹の塚警察署)

(3)地域交通安全活動推進委員 (○・ ●・ ●)

ア 役割及び実施状況

東京都公安委員会から委嘱された交通ボランティアで、交通安全キャンペーンなど、署で主催する行事に参加し、交通安全活動を行っている。

イ 実施内容

(ア) 月1回、横断歩行者保護誘導活動や自転車マナーアップキャンペーン等の

活動を実施。(千住警察署)

(イ) 月一度の西新井大師縁日に、西新井大師境内における高齢者を対象にした 交通安全啓発活動を実施。交通安全推進委員会議も定期的に実施し、会議終 了後に交通安全キャンペーンを実施した。(西新井警察署)







西新井大師境内における高齢者向けの交通安全キャンペーン

- (ウ) 綾瀬警察署前交差点において、自転車の安全利用とヘルメット着用を呼び かける街頭活動を実施した。(綾瀬警察署)
- (エ) 交通事故防止防止キャンペーンなど様々な活動を通して、都民に対して交通安全を呼びかけた。また、小学3年生に対する自転車教室に署員とともに参加し交通安全実技指導を行った。(竹の塚警察署)
- (4) 町会・自治会等 (○・●・●)
 - ア 役割及び実施状況

春・秋の全国交通安全運動の機会を 捉えた交通安全運動推進会議の開催、 町会回覧板や町内の掲示板等を活用し た情報発信や広報啓発活動を実施した。



イ 実施内容

春・秋の全国交通安全運動期間中は幕舎を設置し、同期間中における交通安 全活動(街頭活動、児童安全誘導活動等)を実施した。

- (ア) ふれあい連絡協議会等を実施し、交通安全講話を実施した。(千住警察署)
- (イ)春・秋の交通安全運動の事前会議や地域講習会を開催。各町会内における地域交通安全のために、情報発信、交通安全啓発活動を実施した。 (西新井警察署)
- (ウ) 春・秋の交通安全運動前に交通安全に関する講習会を実施した。 (竹の塚警察署)
- (エ) 交通安全意識醸成のため、春・秋の交通安全運動てテント訪問時に「交通 安全情報」作成して各町会自治会へ情報発信を行っている。(綾瀬警察署)

ウその他

死亡事故、重傷事故が発生した際は現場周辺の住民に対し、交通安全情報チラシを配布し、啓発活動に努めた。







交通安全運動期間中の幕舎設置

ch ######	交通安全組織の	B th do to make the control	目標	(上戶	殳) •	実績値	直(下	段)
実施機関	育成及び拡大	具体的な取組内容		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区•署	交通少年団	様々な機会を通じて小学校と連携し、 保護者に働きかけていく	実施	→	→	→	\rightarrow	継続 実施
		【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	交通安全協会	各種の交通安全対策の実施と警察や区 との連携を強めて幅広く地域の交通安 全意識の高揚を図る	実施	→	→	→	→	継続実施
		【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	交通安全推進委員	各種イベントやキャンペーンなど様々 な活動のリーダーとして交通安全の推 進活動をする	実施	→	→	→	→	継続実施
		【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	町会・自治会等	様々な機会をとらえて情報発信や広報 啓発活動を実施	実施	\rightarrow	→	→	→	継続 実施
		【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		

3 交通安全の普及啓発活動

(1) 交通安全啓発事業 (〇·**自**)

ア 高齢者、大人

(足立区・四警察署)

(ア) 実施内容

警察署と連携し、住区センターや子育てサロンの利用者に対して、反射 材の活用などについての講話を行っている。

(イ) 実施回数

住区センターでは計8回240名、子育てサロンでは計4回125名の 実施となった。一般向けの交通安全教室を単独開催することはできなかっ たが、67校で実施している小学校3年生の自転車教室に従事している保 護者に対して、毎回交通ルールの啓発を行った。 また、西新井警察署では、住区センターのほか都市農業公園や包括支援 センター、シルバー人材センター等で実施している高齢者向けの交通安全 講話において、自転車シミュレータ体験を実施し、併せて自転車賠償責任 保険の義務化や自転車用ヘルメット着用の努力義務化について周知した。







子育てサロンでの子育て世代向けの講話

(ウ) 自転車シミュレータ体験

令和6年度はしょうぶまつり(6月)、あだち区民まつり(10月)、鹿 浜ふれあいまつり(11月)、千本桜まつり(3月)において、自転車シミ ュレータ体験を実施できるよう取り組んでおり、子どもだけでなく、保護 者や若者、高齢者など幅広い世代に対しても、交通安全について学び直す 機会を設けた。計5日間で604名が体験し、体験者には反射材を配付し た。併せて自転車用ヘルメットの着用努力義務化について周知も行った。







区民まつり(10月)と鹿浜ふれあいまつり(11月)での自転車シミュレータ体験と自転車ヘルメットの紹介





千本桜まつり(3月)での自転車シミュレータ体験と自転車ヘルメットの紹介

日時	イベント	実施場所	体験者数
6/1 (土)、2 (目) ※	しょうぶまつり	しょうぶ沼公園	120名
10/12 (土)、13 (目)	あだち区民まつり	荒川河川敷	243 名
11/17 (目)	鹿浜ふれあいまつり	鹿浜地域学習センター	81 名
3/29(土) ※、30(日)	千本桜まつり	舎人公園	160名

※ 6/2、3/29 は雨天のため、自転車シミュレータは中止し、交通安全〇×クイズのみ実施した。 なお、西新井警察署はアリオ西新井において、自転車シミュレータ体験 を定期的に実施しており、足立区としても併せて自転車用へルメットの 着用努力義務化について周知を行った。







アリオ西新井での自転車シミュレータ体験と自転車用ヘルメットの着用努力義務化の周知活動

(エ) その他

5月に足立区役所庁舎ホールにて開催した「ドットリボンママフェスタ」 にもブースを出し、子育て世代に向けて自転車用へルメット着用の重要性や 補助制度について紹介した。





庁舎ホールにて開催したドットリボンママフェスタでの自転車ヘルメットの紹介

10月のあだち区民まつりでは、自転車シミュレータ 体験と同時開催でトラックの死角体験を実施し、主に 親子連れなど幅広い世代に対して啓発することができた。



あだち区民まつりでのトラックの死角体験

イ 自転車用ヘルメット購入費補助制度の創設

(ア) 創設の背景

自転車乗車中に事故に遭い、死亡した方の約7割は頭部に致命傷を負っている。また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は着用している場合と比べ2.3倍も高くなっている。

令和5年4月、改正道路交通法の施行により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化された。足立区民が自転車用ヘルメットを購入する経費の一部を補助することにより、自転車用ヘルメットの普及と着用努力義務の周知を図っている。区ホームページやポスター、懸垂幕の設置等広報啓発活動を実施し、社会全体でのヘルメット着用の機運醸成を図っている。







(イ) 購入費補助の実績

令和5年3月10日から開始した自転車用ヘルメット補助制度について、 令和4年度は僅か22日間で2,690個分の利用があった。

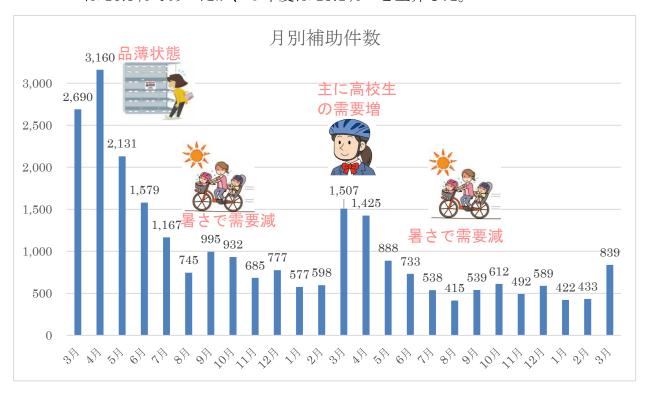
令和 5 年度は 14,853 個分、令和 6 年度は 7,925 個分の利用があり、 4 年度からの補助累計個数は 25,468 個となった。

なお、制度を開始した3月10日時点での購入補助対象店は38店舗であったが、その後増減を繰り返し、令和6年度末には65店舗となっている。

実施機関	交通安全普及啓発活動	目状的表现织内容	目標(上段)・実績値(下段)						
		具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
X	交通安全啓発事業	自転車用ヘルメット購入費補助の申請 数	_	500	5,000	15,000	15,000	_	
		【区・交通対策課】実績値→	J	2,690	14,853	7,925			

※ 令和4年度については、3月10日から3月31日の22日間での実績である。

改正道路交通法が施行された令和5年4月前後は、啓発の効果もあって か自転車用ヘルメットが店舗において品薄状態となったが、夏の暑い時期 は補助件数も減少した。 令和6年度から全ての都立学校において自転車通学の際は必ずヘルメットを着用するよう求めがあり、区としてもキャンペーン等を実施し周知に努め、高校生の需要が伸びたが、やはり夏の暑い時期は補助件数も減少した。警察庁の統計によると、東京での自転車ヘルメット着用率は令和5年度は10.5%であったが、6年度は15.1%へと上昇した。



(ウ) 啓発用チラシ等による周知活動

啓発用チラシを自転車駐車場や子育てサロン、各駅の情報スタンド、トヨタモビリティ東京や足立成和信用金庫のカタログスタンドに配架した。SNSでの情報発信も行った。

また、購入補助対象店でのぼり旗を掲示し、更なる販売促進を行なうとともに、地域学習センターではヘルメットの展示と、試着を実施した。











鹿浜地域学習センターでのヘルメット展示

また、TOKYO 交通安全キャンペーン期間に合わせて、令和6年12月3日から12月9日までの5日間、区役所1階アトリウムにおいて、前述の破損したヘルメットの実物を展示し、動画を放送した。

なお、12月4日には綾瀬警察署と共に区役所1階アトリウムにおいて、 自転車へルメット着用促進キャンペーンを実施した。





区役所1階アトリウムにおいて、展示した破損した自転車ヘルメットの展示

(エ) その他周知活動

また、西新井警察署と連携し、都立高校の登校時に正門付近の生徒指導と併せて自転車キャンペーンを実施し、交通安全やヘルメット着用の重要性とともに、時間に余裕を持った通学についても啓発を行った。

令和6年1月中旬に、東京都教育委員会から各都立学校あてに「自転車通学におけるヘルメット着用に向けた方針の策定及び徹底について」通知が出され、令和6年度から全ての都立学校において、自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めることとなったため、上記キャンペーンの際に高校生に対して自転車用ヘルメットの補助制度の案内と啓発グッズを配付した。







足立工科高校

足立西高校







足立西高校

足立新田高校

TOKYO 交通安全キャンペーン期間に合わせて、令和6年12月に千住警察署 (大踏切前)、綾瀬警察署 (綾瀬警察署前交差点)、竹の塚警察署 (竹ノ塚駅前)と自転車ヘルメット着用促進やルール遵守の合同キャンペーンを実施した。







千住警察署との大踏切前での自転車ヘルメット着用促進合同キャンペーン







綾瀬警察署との綾瀬警察署前交差点での自転車ヘルメット着用促進合同キャンペーン

ウ 足立区ながらスマホ防止に関する条例の周知

(足立区)

(ア) 駅前キャンペーン

綾瀬警察署と一緒に綾瀬駅前にてキャンペーンを実施した。ながらスマホ防止のチラシが入ったマスク等を配布し、条例の周知に努めた。

(イ) その他周知活動

ろくまるに懸垂幕を掲出した。電柱広告は江北、北綾瀬エリアに100 箇所設置した。車内放送は都営バス、東武バス、コミュニティバスはるか ぜにおいて、実施した。

年度	電	直柱広告設置エリア		合計
R2	北千住 50 箇所	_	50 箇所	
R3	北千住 50 箇所	綾 瀬 50 箇所	花 畑 2箇所	102 箇所
R4	西新井 50 箇所	竹の塚 50 箇所	江 北 5箇所	105 箇所
R5	五反野 50 箇所	梅 島 50 箇所	_	100 箇所
R6	江 北 50 箇所	北綾瀬 50 箇所	_	100 箇所



ながらスマホ禁止の電柱広告

(2)交通安全に関する広報活動の充実 (○・●・●)

広報紙、インターネット、チラシ、デジタルサイネージ 等の広報媒体による広報活動を実施した。

他にも自転車のルールの広報について、中学・高校でのスタントマンを活用した体験型交通安全教室や小学校での交通安全教室において「自転車の交通ルール」のチラシを配付した。

(足立区)



子育てガイドブック等を通じて、子どもだけでなく、子育て世代に対しても、 ながらスマホの禁止や自転車安全利用五則、自転車用ヘルメットの着用努力義務 化等について周知した。



令和6年度版 あだち子育てガイドブック

(3) 交通安全運動等の実施 (○・●・●)

(足立区・四警察署)

春・秋の交通安全運動及び年末の TOKYO 交通安全キャンペーンを実施した。







区役所ロータリーの懸垂幕

竹ノ塚駅東口(UR)の横断幕

ろくまるの懸垂幕

町会・自治会ではテント等を設置し、また区ではテント訪問を実施した。







(4) 反射材着用の推進 (〇・〇)

(足立区・四警察署)

各種キャンペーンなど様々な機会をとらえて着用を推進した。保育園・幼稚園での交通安全教室では、幼児でも親しみやすいようビュー坊の反射材を配付した。また、小・中学生向けに「夏休み交通安全クイズ」を実施し、正解者の中から抽選で1,000名にビュー坊の反射材を配付した。

年度	配付数	回答数
R4	46,000名(103校)	5,615 名(89 校)
R5	45,217名(102校)	5,780名(95校)
R6	42,129名(102校)	6,270名(95校)



ビュー坊の反射材



夏休み交通安全クイズ

(5) ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進 (□・□・□) (足立区)

ア 応募状況

小・中学生を対象とした「交通安全ポスターコンクール」を実施し、

1,014点(令和5年度は794点)の応募があり、64点の入賞(金賞・銀賞・銅賞)を決めた。

イ 区民投票と展示

金賞作品の中から令和6年春・秋の交通安全運動用ポスター(計2点)を 10月に区民投票で選出した。なお、区民投票はアリオ西新井1階展示スペースにて実施したところ、2日間で1,076票の投票があった。

また、11月に入賞作品全64点をアリオ西新井3階にて9日間展示した。

ポスターコンクール	R3	R4	R5	R6
応募作品数	721 点	999 点	794 点	1,014 点
投 票 数	2,886 票	1,800 票	2,705 票	1,076 票





交通安全ポスターコンクール区民投票

交通安全ポスターコンクール入賞作品の展示

(6) 各種キャンペーン (□・圓・圖)

(足立区・四警察署)

区内四警察署や区では、駅前や商業施設、交差点や踏切、首都高出口など様々な場所において、街頭活動や集客施設での広報活動を実施した。令和6年度は273回実施した。







北千住駅東口、竹ノ塚駅東口、綾瀬駅東口での自転車キャンペーン

特に竹の塚地区での自転車キャンペーンでは、竹の塚警察署や庁内関係機関とも連携して実施した。





竹の塚地区での自転車キャンペーン

c=+++++++==	本语内人	ᄁᄚᄽᄯᆉ	B.t. do to To 40 co	目標	(上戶	殳) •	実績値	直(下	段)
実施機関	父週女宝普	及啓発活動	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区•署	交通安全啓発事	高齢者	大人向けに(高齢者を含む)、全住区 センター(子育てサロン含む)で交通	114	114			114	継続
区∙署	業	大人	啓発活動を実施						実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	20	120	200	120		
X	交通安全啓発事 業	足立区ながらスマホの防止に関する条例の周知	駅前キャンペーン、電柱広告、バス車 内放送、SNSなど様々な方法による 周知活動	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区	広報活動の充実		各種イベントや広報紙、インターネット、チラシ等の広報媒体による広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	交通安全運動等の	D実施	春・秋の交通安全運動及び年末の TOKYO交通安全キャンペーンの実施 及び町会・自治会が設置する交通安全 テントによる事故防止活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	反射材着用の推進	 登強化	各種キャンペーンなど様々な機会をと らえて着用を推進する	実施	→	→	→	→	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
×	ポスターの制作等 動の推進	等を通じた啓発活	「交通安全ポスターコンクール」の開 催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	年1回	年1回	年1回	年2回		
区•署	各種キャンペーン	/	区内企業等の協力のもと様々な場所に おいて、街頭活動や集客施設での広報 活動の実施	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	実施	実施	実施	実施		

第3章 交通秩序の維持

1 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制 (○・ ●・ ●)

ア 路線対策

(足立区・**四警察署**)

- (ア) 各種注意喚起 (通り抜け不可等) 看板の設置 (千住警察署)
- (イ) スクールゾーン規制の整合化(公安委員会へ上申済)や、信号機調整 (13件)を実施した。(西新井警察署)
- (ウ) 通学路点検で要望のあった竹の塚小学校西交差点の秒数調整等、管内5か 所の秒数調整を実施した。(竹の塚警察署)
- (エ)歩行者灯増灯1か所、信号調整2か所、歩行者灯器の角度調整2か所、 ゾーン30設置六町2、3丁目を実施した。(綾瀬警察署)
- イ 高齢者対策

(足立区・**四警察署**)

現在設置している標識は、ほぼ高輝度標識である。視認の点検を随時実施して、見直しを行っている。(西新井警察署)

ウニ輪車対策

(足立区・**四警察署**)

工 自転車対策

(足立区・四警察署)

北綾瀬地区のエリアデザイン計画で指定されたエリアについて、面的に自転車ナビマークの整備を行った。今後については、令和6年7月に策定した、「足立区自転車活用推進計画」に基づき、拠点同士を結ぶ幹線道路や自転車事故の恐れのある路線などを選定し、計画的に自転車専用通行帯(自転車レーン)等を整備していく。

オ 抜け道対策

(足立区・**四警察署**)

通学路点検を通じて、実態に即した対策の検討や、交通規制の見直し等、 その都度対応していく。(西新井警察署)

(2) 先行交通対策の推進

(足立区・四警察署)

大規模小売店舗立地法に基づき、大型店の新設届出の際に、庁内各課に対し文書による意見照会という方法で協議・調整を行った。

中女機即	*\Z+04		目状的表现组内突	目標	(上戶	设) •	実績値	直(下	段)
実施機関	义坦风巾	制の実施	具体的な取組内容	R3 年度	R 4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区•署	交通実態に 即した交通規制	路線対策	交通規制の見直しや信号調整等の実施	都度 実施	\rightarrow	→	→	→	継続 実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施			
区•署	交通実態に 即した交通規制	高齢者対策	標識の大型化や超高輝度化の検討	都度 実施	\rightarrow	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施			
区•署	交通実態に 即した交通規制	二輪車対策	二輪車のすり抜け等の防止、右折誘導線の設置や進行方向別通行区分規制等の設置	都度実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施			
区•署	交通実態に	第 校重連	自転車専用通行帯、ナビライン、	12,700 m	10,000 m	4,000 m	10,400 m	4,400 m	継続実施
	即した交通規制	日松井刈水	ナビマーク等の整備	都市記			ついては せ実施		の整備
		[⊠	【:交通対策課 駐車場推進係】実績値→	14265 m	7,580 m	5,250 m			
区•署	交通実態に 即した交通規制	抜け道対策	生活道路等における交通規制等の見直 し	都度 実施	→	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	都度 実施	都度 実施	都度 実施			
区•署	先行交通対策の推	<u>——————</u> £進	関係機関や事業者への働きかけ、あらかじめ協議・調整を行うなどの先行交通対策の推進	都度実施	→	→	→	→	継続実施
			【区:交通対策課 推進係】実績値→	都度実施	都度 実施	都度 実施	都度 実施		

2 駐車秩序の確立

(1) 新駐車対策法制の適正な運用

ア 使用者責任の追及等

(四警察署)

放置駐車確認機関による標章取付けを継続的に実施した。(西新井警察署)

イ 重点的取締り

加擎容等

- (ア) 北千住駅周辺のタクシー待ち車両を非放置駐車違反取締りとして、毎月1 回重点取締日を設け実施した。(千住警察署)
- (イ) 幹線道路及び110番通報などの苦情場所をはじめ、悪質性、危険性、迷惑性の高い道路や地区を重点として定めた「違法駐車取締ガイドライン」に沿った取締りを実施した。(西新井警察署)

(2) 地域実態に応じた駐車規制の推進

(四警察署)

- ア 綾瀬駅東口交通広場開放に伴い、駅前道路においてのバス・タクシーが交通 広場内の利用での運用となったことから、駐車車両が減少した。(綾瀬警察署)
- イ 竹の塚第一公園周辺の駐車禁止規制を新設した。(竹の塚警察署)

(3) 駐車需要に応じた駐車スペースの確保 (輪) 竹ノ塚駅西口公共駐車場の運営を継続している。

(足立区・都)

(4)路外駐車場の整備と利用向上方策 (輸)

(足立区・四警察署)

区としては、今後も連携し、整備を推進する。東京都道路整備保全公社で発 行している駅周辺駐車場マップや都内オートバイ駐車場マップを窓口や区政情 報課で配布した。

(5) 違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動 (足立区・四警察署) パトロールカー等による違法駐車に対する広報指導・警告を実施した。 (綾瀬警察署)

(6) 放置自転車等防止の啓発・規制等の強化 (圓・圓)

ア 放置自転車防止

(足立区・都・四警察署)

主要6駅周辺で街頭キャンペーンを実施した。

イ 自転車駐車場の2時間無料サービス事業の実施及び拡大について 令和6年度は区営自転車駐車場19か所で実施した。

(足立区・事業者)

ウ 放置自転車街頭指導等の実施 (足立区) 駅周辺の街頭指導及び放置自転車の撤去を年間延べ5,940日実施し、 6,226台撤去した。

エ 放置禁止区域内の不法駐輪原付バイクの撤去 令和6年度は22台撤去。

(**足立区・**四警察署)

オ 足立区総合自転車対策業務委託の実施 (足立区・事業所) 北千住・五反野地区と竹ノ塚・西新井地区の2つのエリアで実施。







放置自転車クリーンキャンペーン 放置禁止の路面ステッカー 移送所で保管している撤去自転車

⇒妆₩ ₽■	E↑ ↓↓	ラ 小砕 ウ	目状的方面组内索	目標	(上戶	设) •	実績値	直(下	段)
実施機関	駐宇依 	多の確立	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
署	新駐車対策法制 の適切な運用	使用者責任の追 及等	放置車両確認機関による確認事務、放 置違反金制度及び車両の使用制限の運 用を適切に実施	実施	→	→	→	-	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	新駐車対策法制 の適切な運用	重点的取締り	幹線道路、繁華街において「取締り活動ガイドライン」に沿った適切な取り締まりを実施	実施	→	→	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	地域実態に応じた	5駐車規制の推進	実態を勘案した駐車規制を実施	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
×	駐車需要に応じた 推進	駐車スペースの	区営駐車場の運営	実施	→	1	\rightarrow	→	継続実施
		[⊠	: 交通対策課 駐車場推進係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	路外駐車場の整備	前と利用向上方策	地域ぐるみで二輪車の違法駐車対策を 実施	実施	→	→	→	\rightarrow	継続 実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	違法駐車抑止に向 活動	可けた広報・啓発	あらゆる機会を通じて各種キャンペー ンを実施	実施	→	→	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
			【四警察署 交通規制係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区・都・署	放置自転車等防 止の啓発・規制 等の強化	放置自転車防止	駅前放置自転車クリーンキャンペーン を引き続き実施	実施	\rightarrow	→	→	\rightarrow	継続実施
			【区:交通対策課 自転車係】実績値→	一部 実施	一部実施	実施	実施		
区•事業者	放置自転車等防 止の啓発・規制 等の強化	自転車駐車場の2 時間無料サービス 事業の実施及び拡 大について	自転車駐車場の2時間無料サービス事 業の引き続きの実施	実施	→	→	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
			【区:交通対策課 自転車係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区	放置自転車等防 止の啓発・規制 等の強化	放置自転車街頭 指導等の実施	街頭指導員による駐車場への誘導や店舗への指導、放置自転車の撤去、自転車の施錠周知による盗難後の放置抑制を引き続き実施	実施	→	→	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
			【区:交通対策課 自転車係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	放置自転車等防 止の啓発・規制 等の強化	放置禁止区域内 の不法駐輪原付 バイクの撤去	著しく通行や交通の妨げとなる、また 長時間放置の原付バイクの撤去事業を 引き続き実施	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【区:交通対策課 自転車係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•事業所	放置自転車等防 止の啓発・規制 等の強化	足立区総合自転 車対策業務委託 の実施	足立区総合自転車対策業務委託を引き 続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【区:交通対策課 自転車係】実績値→	実施	実施	実施			

3 指導取締りの強化

(1)交通違反の指導取締りの強化 (●)

(四警察署)

ア 住民からの横断歩行者等妨害違反の取締り要望、スクールゾーン取締り等の 要望を受け、歩行者が悲惨な交通事故に巻き込まれないように取締りを推進し た。また、飲酒運転、無免許運転、横断歩行者等妨害違反の取締りを強化した。 (西新井警察署)

- イ 幹線道路において定置式速度取締装置、ゾーン30の住宅街において可搬式 自動取締装置をそれぞれ使用し速度取締りを実施した。(竹の塚警察署)
- ウ 管内小学校のスクールゾーンにおいて、見守り隊と合同での車両進入防止運動と違反者に対しての取締り強化を行った。(綾瀬警察署)

(2) 携帯電話使用等の取締りの推進 (●・●)

(四警察署)

ア ながら運転による悲惨な交通事故を発生させないよう、指導取締りを実施した。(西新井警察署)

イ 幹線道路に限らず携帯電話使用運転手に対する指導取締りを実施した。 (竹の塚警察署)

(3) 二輪車対策の推進 (量)

(四警察署)

ア 幹線道路、信号機のない交差点等における動的違反(速度超過、一時不停止、信号無視、割り込み等)の指導取締を重点的に実施した。死亡事故に直結する 二輪車の横断歩行者妨害取締を実施した。二輪車大会、二輪車教室に参加し、 一般のライダーに事故防止を呼びかけた。(西新井警察署)

イ 日光街道を中心とした、管内幹線道路を中心に二輪車に対する各種取締りを 実施した。(竹の塚警察署)

(4) 自転車利用者対策の推進 (圖)

(四警察署)

ア 交通量、人通りの多い道路における傘差し運転をしながらの信号無視違反の 取締りを実施した。また、一時不停止違反及び横断歩行者等妨害違反の取締り を実施した。取締り強化日を設けるなどして、各種違反の取締りを実施した。 前後輪に制動装置のないピスト自転車の取締りを実施した。ヘルメット着用が 努力義務となったことから、区民に対しヘルメット着用の呼びかけを実施した。 (西新井警察署)

- イ 自転車指導啓発重点地区を中心に自転車利用の悪質違反者に対する取締り を実施した。(竹の塚警察署)
- ウ 交通課と地域課とが連携して交通ルールとマナーの徹底を促すとともに、事 故多発地点での取締りを実施した。(綾瀬警察署)

(5) シートベルト着用等の指導取締り

四警察署)

ア 前列に乗車(運転席、助手席)している者においては、概ね着用しているが、 後席に乗車している者については、未だ定着していないので強力に指導警告を 実施した。(西新井警察署)

イ 幹線道路にこだわらずシートベルト着用の指導取締りと啓発活動を実施した。(竹の塚警察署)

(6) 暴走族の取締り (疊)

(四警察署)

- ア 交通機動隊や本部と協力し暴走行為をさせないよう警戒を実施した。 (西新井警察署)
- イ 住民からの騒音等の取締り要望に対し騒音車両の取締り・排除を実施した。 (竹の塚警察署)

(7)整備不良車両の取締り(圓・圖)

ア 指導取締り推進

(四警察署)

各幹線道路での不正改造車の取締り・排除を実施した。

イ 不正改造車を排除する運動等

(四警察署)

(8) 過積載防止対策の推進

(四警察署)

日光街道など幹線道路を走行する過積載車両の指導 取締りを実施。(竹の塚警察署)



<u>11</u>	H-W-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		目標	(上戶	段) •	実績値	直(下	段)
実施機関	指導取締りの強化	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
署	交通違反の指導取締りの強化	通勤・通学時間等の混雑時や悪質性、 危険性の高い違反及び事故に直結する 交差点違反の積極的な指導取締りを実 施	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	携帯電話使用等の取締りの推進	重大な交通事故に直結する携帯電話使 用運転者に対する積極的な指導・取締 りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	二輪車対策の推進	幹線道路や繁華街、二輪車モデル交差 点等において事故に直結する悪質性、 危険性の高い違反の指導取締り並びに ヘルメットの正しい着用及びプロテク ターの使用の広報啓発を実施	実施	→	→	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	自転車利用者対策の推進	駅周辺の交通頻繁な地区等において、 軽微な違反者に対する指導警告及び悪 質性、危険性の高い違反者に対する積 極的な指導・警告、交通切符等による 取締りを昼夜問わず実施	実施	\rightarrow	\rightarrow	→	\rightarrow	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	シートベルト着用等の指導取締り	幹線道路等において、交通事故による 被害軽減を図る目的で、全ての座席の シートベルト着用及びチャイルドシー トの使用を図るため、積極的に指導取 締り及び広報啓発を実施	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署・自	暴走族の取締り	情報を収集し、夜間帯等において、暴 走族の検挙の徹底及び実態の積極的な 広報を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署・自	整備不良車両の取締り	幹線道路等において、環境悪化の要因 ともなる整備不良車両及び不正改造車 両の積極的な指導取締り及び不正改造 車の排除を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	過積載防止対策の推進	幹線道路等において、検問所、移動式 重量計を使用して、交通公害及び重大 交通事故に発展する危険性が高い過積 載車両の指導取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		

第4章 安全運転と車両の安全確保

1 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実 (輸)

ア 警察署による運転者教育の効果的推進

(四警察署)

- (ア) 企業・団体等に対する交通安全講話を実施した。(千住警察署)
- (イ) 各種申請のためロビーで順番待ちしている来署者に対し、交通ルール・マナー、運転技術や、移動制限者に対する思いやり運転醸成のため、教養DV Dを常時上映し、運転マナーの向上等啓発活動を実施した。(西新井警察署)
- イ 指定自動車教習所による運転者教育の効果的推進

(指定自動車教習所)

- ウ 更新時講習の充実
- エ 指定自動車教習所に対する指導監督の強化

(2) 高齢運転者対策の推進 (②)

ア 高齢運転者向け運転適性検査機器の活用

(四警察署)

- イ 高齢者講習の充実
- (ア) 高齢者講習及び認知機能検査

(**運転免許試験場·**指定自動車教習所)

(イ) 運転免許証の自主返納等

(四警察署)

- a 地域講習会等の中で高齢者に対する交通安全講話を実施し、免許証の自 主返納の呼び掛けを行ったが、返納をためらっている高齢者に対し、事故 を起こさず安全運転に専念できる講話も併せて実施、アクティブに行動し たいと思っている高齢者の後押しも実施した。(西新井警察署)
- b 免許証の返納等を各種イベントやキャンペーン時等あらゆる機会に広報。 (竹の塚警察署)

(3) 二輪車事故防止対策の推進 (99)

ア 二輪車実技講習の実施

(四警察署)

- (ア) 交通安全協会をはじめ、二輪車普及協会及び二輪車安全運転指導員と開催 した(主催者10名、参加者30名)。二輪車ドライバーの技術向上及び交通 事故防止意識の高揚を図った。(西新井警察署)
- (イ) 二輪車安全運転東京大会への参加勧奨、二輪車事故防止キャンペーンを実施し、二輪車事故防止やプロテクター着用を呼び掛けた。(竹の塚警察署)
- イ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

(四警察署)

当署における二輪車実技講習会は、参加者定員30名(事前予約制)のところ、予約開始初日にほぼ参加枠が埋まる人気である。オートバイに興味の興味のある出席者の友人等にも教えることで同制度を広めオートバイの安全走行運転を周知させた。オートバイショップを経営している二輪車普及協会員に対する交通事故防止ポスターの掲示等を依頼している。(西新井警察署)

(4)飲酒運転対策の推進 (圓・輸)

(足立区・**四警察署**)

春に東京小売酒販組合の組合員と合同による「飲酒運転根絶キャンペーン」を実施し、飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませないを地域住民に対する呼び掛けを行った。また、酒類を提供する飲食店や酒屋に対し、ハンドルキーパー制度について説明し、飲酒していない者が必ず運転して帰るように促し、飲酒運転をさせないよう協力を依頼した(西新井警察署)







ハンドルキーパー運動(千住署管内)

飲酒運転撲滅キャンペーン(綾瀬署管内)

区としては、アルコール依存症患者やその家族に対し、アルコール専門医も参加してグループワークを主体とした相談事業を月1回実施した(ミーティング参加者60名、個別相談7件)。

(5) 安全運転管理の充実 (輸)

ア 安全運転管理者及び副安全運転管理者

(四警空里)

- (ア) 安全運転管理者を置いているものの、講習未受講事業所へ電話連絡で参加 を呼び掛けている。(千住警察署)
- (イ) 前年未受講の事業所に対し、はがき・電話により確実に法定講習の申込み 及び受講するように教示した。また、交通安全協会を通じて、安管部会加入 事業所(約150社)に月1回、事故概況等の情報発信や管理実務のアドバ イスを実施した。(西新井警察署)
- (ウ) 法定講習への積極的参加を呼び掛けている。(竹の塚警察署)
- (エ)事故多発企業をピックアップして、具体的事例を用いた指導や、管内で発生した自転車事故事例をもとに作成された DVD を使用した安全教育を行った。(綾瀬警察署)
- イ 安全運転管理者指導者制度

(四警察署)

(6) 足立区職員交通安全講習会 (⑥・⑩)

(足立区)

主に交通事故や交通法令順守に視点を置き、職員事故の防止を図ることを目的 に、全職員が4年に1回受講している。

令和6年度は、区役所庁舎ホールにおいて8月と3月の計2回実施した。

由₩ ₩88	中 人/P#		日休仙太阳华中南	目標	(上縣	设) •	実績値	直(下	段)
実施機関	安全連	运の確保	具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
署•教	運転者教育の充 実	運転者教育の効 果的推進	交通弱者の保護と思いやり運転の継続 教育	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
竹の塚 警察署	運転者教育の充 実	更新時講習の充 実	交通ルール遵守に関する広報および安 全教育	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【竹の塚警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	運転者教育の充 実	指定自動車教習 所に対する指導 監督の強化	教習指導員に対する交通安全講習会の 実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【竹の塚警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	高齢運転者対策 の推進	高齢運転者向け 運転適性検査機 器の活用	高齢者講習委託教習所に対して協力依 頼	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	高齢運転者対策 の推進	高齢者講習の充 実	早期の免許返納制度の広報活動の実施	実施	\rightarrow	→	→	→	継続 実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	二輪車事故防止 対策の推進	二輪車実技講習 の実施	年数回の実技講習会の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施			
署	二輪車事故防止 対策の推進	二輪車安全運転推 奨シール交付制度	講習会参加者増加促進のための広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	飲酒運転対策の推	İ 進	アルコール依存症に関する専門的な相 談の実施及びハンドルキーパー運動の 推進	実施	→	→	→	→	継続実施
			前段【区:保健総合支援課】実績値→	実施	実施	実施	実施		
			後段【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	安全運転管理の 充実	安全運転管理者 及び副安全運転 管理者	法定講習会への積極的参加の推進	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署	安全運転管理の 充実	安全運転管理者 指導者制度	管轄区域内の事業者等に対する管理実 務の指導、運転適性検査の実施等の支 援	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		

2 車両の安全性の確保

(1) 自動車の点検・整備の徹底

ア 定期点検整備等の充実

(足立区・四警察署)

イ 暴走族等による不正改造車の排除

(四警察署)

ウ 街頭検査、整備管理者研修等の実施

(四警察署)

(2) 自転車の点検・整備の啓発 (個)

(足立区・四警察署)

ア 自転車販売店等と合同の自転車無料整備キャンペーンを実施。(千住警察署)

イ 自転車シミュレーター体験や自転車ストップ作戦において、ヘルメットを着 用することで、頭部を保護し自ら命を守るよう強く呼びかけを行った。

(西新井警察署)

- ウ 自転車安全利用TOKYOキャンペーン等を通じ、普及啓発の推進及び販売 店等への広報を実施した。(竹の塚警察署)
- エ 足立区のヘルメット購入補助制度の周知と活用を促し自転車利用者のヘル メット着用を推進するため各種啓発活動を行うほか、令和6年12月4日には 区役所と合同で区役所アトリウムにおいて啓発活動を行った。(綾瀬警察署)







北千住駅西口・東、その他での自転車キャンペーン

++++ *********************************	***************************************		日什么大型织内肉	目標	(上戶	殳) •	実績値	直(下	段)
実施機関	機関 車両の安全性の確保		具体的な取組内容		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区•登	自動車の点検・ 整備の徹底	定期点検整備等 の充実	足立自動車検査登録事務所との連携と 整備不良車両の指導取締りの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署•検	自動車の点検・ 整備の徹底	不正改造車の排 除	交通検問による不正改造車に対する積極的な取締り、広報啓発、情報収集の 実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
署•検	自動車の点検・ 整備の徹底	街頭検査、整備管 理者研修等の実施		実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•署	自転車の点検・割	整備の啓発	自転車安全利用推進キャンペーン等を 通じた普及啓発の推進及び販売店への 広報活動	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施		

第5章 交通事故に伴う救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の充実(□・圓・鱠)

(1) 救助・救急設備等の整備

(三消防署)

令和6年中の足立区の交通事故に伴う、出場件数は2,647件で、搬送人員は2,328件であった。現場到着時間短縮を図るため、救急隊増隊等による体制強化を図るとともに、救急隊の効率的な運用等の検討を進める。

(2) 救急告示医療機関との連携強化

(三消防署・各医療機関)

足立区内の救急告示医療機関及び3次救急医療機関である東京女子医大足立 医療センターとの連携を強化することで、救命率の向上を図る。

(3) 多数傷病者発生時の充実強化

- ア 資器材整備
- イ 消防救助機動部隊の充実
- ウ 民間患者等搬送事業者との連携

エ 東京DMAT

(三消防署)

(4) 応急手当等の普及啓発の推進

ア 応急手当普及用資器材等の整備

(三消防署)

イ 交通事故等の負傷者等救命・救護のための応急救護処置

(三消防署)

ウ 消防団員による応急救護指導の充実

(三消防署)

エ 学校教育における応急手当の指導

(三消防署)

地域特性に応じた応急救護訓練を実施することで、応急手当を普及するとともに、管内各事業所での救命講習を促進する。

(5) 救急車の適正利用の推進

(三消防署)

東京消防庁全体で令和6年中の救急出場件数は、過去最高の93万件を超える (足立区内では約5万1千件)など、今後も救急需要の増加が見込まれる中、真に 救急車を必要とする都民などに対応していくため、自衛消防訓練や防災訓練など の応急救護訓練、救命講習等の様々な指導の機会をとらえて「‡7119」東京消 防庁救急相談センターを案内し、救急車の適正利用を促進する。

第2部

第5章 交通事故に伴う救助・救急体制の整備

中女地門	救助・救急体制の充実	具体的な取組内容	目標	(上戶	殳) •	実績値	直(下	段)
実施機関	救助・救忌体制の尤美	共体的な取組内台		R 4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
消	救助・救急設備等の整備	現場到着時間短縮を図るため、救急隊 増隊等による体制強化を図るととも に、救急隊の効率的な運用等の検討を 進める。	実施	\rightarrow	→	→	\rightarrow	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施		
消•医	救急告示医療機関との連携強化	足立区内の救急告示医療機関及び3次 救急医療機関である東京女子医大足立 医療センターとの連携を強化すること で、救命率の向上を図る。	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施		
消	多数傷病者発生時の充実強化	多数傷病者発生時の充実強化	実施	→	→	\rightarrow	→	継続 実施
						実施		
消	応急手当等の普及啓発の推進	ア ロ頭指導(応急手当アドバイス) を周知する。映像を活用した広報 (live119、応急手当普及DVD) については、救命講習等の機会をとらえて都民に努める。	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施		
消	救急車の適正利用の推進	令和6年中の救急出場件数は、過去最高の93万件を超えるなど、今後も救急需要の増加が見込まれる中、真に救急車を必要とする都民などに対応していくため、自衛消防訓練や防災訓練などの応急救護訓練、救命講習等の様々な指導の機会をとらえて「#7119」東京消防庁救急相談センターを案内し、救急車の適正利用を促進する。	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施		

第3部 その他の施策

第3部では、東京都の交通安全計画も踏まえ、計画目標とは直接関係がないものの、総合的な交通安全対策として当計画に必要な諸施策について記載します。

施策	取組
第1章 被害者の支援	1 交通事故相談業務の充実
	2 交通事故被害者等に対する連絡制度
	3 交通事故被害者等に対する救済制度
	4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進
第2章 災害に強い交通施設等の整備	1 災害に強い交通施設等の整備
及び災害時の交通安全の確保	2 災害時の交通安全の確保
第3章 鉄道及び踏切の交通安全	1 鉄道の交通安全
	2 踏切の交通安全

第1章 被害者の支援

1 交通事故相談業務の充実

(足立区)

弁護士による無料の法律相談において、交通事故相談を受けている。交通事故相 談件数は前年度より減少した。

実施機関	交通事故相談業務の充実		目標(上段)・実績値(下段)							
		共体的な取組内台		R4 年度		R6 年度	R7 年度	7年 以降		
X	交通事故相談業務の充実	交通事故相談件数	120	120	120	120	120	120		
	【区:区民の声相談課】実績値→				97	91				

2 交通事故被害者等に対する連絡制度

(四警察署)

交通捜査係と連携し、被害者支援制度に基づき実施。(四警察署)

実施機関	交通事故被害者等	ラ 日本的な取組内容		目標(上段)・実績値(下段)						
	に対する連絡制度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降		
署	交通事故被害者等に対する連絡制 度	被害者・遺族等への適切な情報提供	実施	→	→	→	\rightarrow	継続実施		
	【四警察署 交通総務係】実績値→					実施				

3 交通事故被害者等に対する救済制度

(足立区)

足立区応急小口資金貸付制度(昭和48年11月1日施行)により、区内に住所(3か月以上居住)がある方で、本人もしくは同居の親族が交通事故に遭い、被害者として当座の費用(医療費のみ)の調達が困難な場合、又は加害者(無免許運転、飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な行為者は除く)として、被害者に対する当座の医療費の賠償金の支払が困難である場合には、15万円(特別の場合は30万円)を限度に応急小口資金の貸付を実施している。

令和6年度における交通事故を理由とした貸付の実績は無かった。

実施機関	.┃ 交通事故被害者等 ┃		目標(上段)・実績値(下段)						
	に対する救済制度	共体的な財産の合		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
×	交通事故被害者等に対する救済制 度	応急小口資金貸付制度による貸付	実施	→	\rightarrow	→	→	継続実施	
	【区:福祉管理課】実績値→					都度 実施			

4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進

(1) 原動機付自転車等の損害賠償責任保険への加入促進

(四警察署)

ア 二輪車実技講習会等において、二輪車を含む原付の任意保険加入者が少ない という状況があることから、加入について呼び掛けた。(西新井警察署)

イ 各種講習時や免許更新時、キャンペーン時において実施した。(四警察署)

(2) 自転車保険の加入義務化

(足立区・四警察署)

令和2年4月より、東京都及び足立区では、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等へ加入することが、条例(※)で義務化された。

※ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、足立区自転車の安全利用に関する条例

自転車保険の加入を促進するため、足立区でも令和2年度から区民交通傷害保険の募集を開始した。令和6年度で5年目となる。

区民交通傷害保険については、既加入者に対して勧奨用通知を送付し、また区ホームページ、SNS、あだち広報へ掲載し、町会・自治会の掲示板や回覧板による周知を行った。

また、令和5年度募集分から金融機関での申込みに加え、WEB申込みを開始した。これにより、従来の2~3月の募集期間だけでなく、年度途中での申込みも可能になることに加え、金融機関窓口の開いている時間だけでなく、24時間いつでも可能となるため、区民の申込機会を拡大した。

実施機関	自動車損害賠償責任保険等	車損害賠償責任保険等 への加入促進 具体的な取組内容 「		目標(上段)・実績値(下段)						
夫肥傲民	への加入促進			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降		
区•署	原動機付自転車の損害賠償責任保険 への加入促進	あらゆる機会において加入促進の強化	実施	\rightarrow	\rightarrow	→	\rightarrow	継続実施		
					実施	実施				
×	自転車保険制度の普及啓発	区民交通傷害保険の加入者数 ※1	10,668	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000		
	【区:交通対策課 推進係】実績値→				12,234	11,845				

第2章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

1 災害に強い交通施設等の整備

(1) 道路橋りょう等の耐震性等強化

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

都では、定期点検及び日常点検等で発見された橋りょうの劣化や損傷の補修工事を実施した。なお、東京都の管理する橋りょうの耐震対策は、平成27年度に全橋りょう対策が完了している。国では、千住新橋橋梁の補修(上下線2か所)を実施した。

区では毛長橋、桜木橋の伸縮装置の取替及び千住駅構内跨線人道橋の橋面舗装 打換えによる補修工事が完了した。

(2) 災害に備えた広報啓発

(足立区・四警察署)

商業施設等で、大地震が発生した場合の対処や交通規制等を記載したパンフレット等を配布した。また、防災講演会でも大地震が発生した際には、人命救助や消火活動の支障になるため、車を使用しないことについての周知を行った。





	災害に強い交通施設等	日比的专职组内容	目標	(上月	设) •	実績値	直(下	段)
実施機関	の整備	具体的な取組内容		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【国】橋りょうの補修	実施	→	→	→	→	継続実施
		【国:東京国道事務所】実績値→	実施	未実施	未実施	未実施		
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【都】橋りょうの補修	実施	→	→	→	\rightarrow	継続 実施
					実施	実施		
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【区】橋りょうの補修	2箇所	1 箇所	2箇所	3箇所	3箇所	継続 実施
		【区:道路整備課】実績値→	2箇所	O箇所	2箇所	3箇所		
区•署	災害に備えた広報啓発	あだち広報、パンフレット、ホーム ページ、デジタルサイネージ等の広報 媒体による広報・啓発活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		【区:災害対策課】実績値→	実施	実施	実施	実施		

2 災害時の交通安全の確保

(1) 緊急通行車両等の交通の確保

- ア 万願寺前交差点において環状七号線以内への 流入規制(ドローンによる上空からの交通情報 収集訓練や日光街道における緊急自動車専用路 確保訓練等を実施した。(西新井警察署)
- イ 竹の塚交差点において、緊急自動車専用路確 保訓練及び滅灯対策訓練を実施した。

(竹の塚警察署)



国道4号線大震災時交通規制の看板

ウ 大震災発生時の交通対策として信号機滅灯時訓練を実施した。 環状七号線大谷田陸橋交差点において、都心方向への一般車両の流入規制訓練を実施するとともに、緊急自動車専用路確保訓練、緊急交通路確保訓練等を実施した。(綾瀬警察署)

(2) 道路の障害物除去

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

(3)帰宅困難者対策 (足立区・国道事務所・都第六建設事務所・各鉄道事業者・四警察署) 首都直下地震により北千住駅周辺に滞留者が出始めているとの想定で、区や鉄 道事業者、駅周辺関係施設等が協力し、現地対策本部の設置及び駅前滞留者向け の各種情報発信の実効性の検証(訓練)を実施した。

【参加機関】足立区、北千住駅前滞留者対策推進協議会、 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会

中### ###	災害時の交通安全の確保	日比的专职组内容	目標(上段)・実績値(下段)						
実施機関	災害時の父趙女主の唯保	具体的な取組内容		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降	
署	緊急通行車両等の交通確保	緊急車両等の通行及び避難誘導のため の緊急交通路の確保	都度 実施	→	→	\rightarrow	→	継続 実施	
	【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施			
	道路の障害物除去	大量の帰宅困難者による混乱及び事故 などを防止するため及び大量の帰宅困 難者による混乱対策を強化し地域防災	20	20	20	20	20	20	
区・国・都 鉄・署	帰宅困難者対策 	力向上を図るため訓練を実施						·	
		【区:災害対策課】実績値→	1 🗆	0	10	20			
区・国・都鉄・署	帰宅困難者対策	ホームページ、SNS等の広報媒体を 活用し、早く正確な情報提供を引き続 き実施	実施	→	→	→	→	継続実施	
		【区:報道広報課】実績値→	実施	実施	150	実施			

第3章 鉄道及び踏切の交通安全

第3章では、区内各鉄道事業者の取組みについて記載する。

1 鉄道の交通安全

(1)鉄道交通環境の整備

(都交通局・各鉄道事業者)

ア 鉄道施設の安全性の向上

車両においては車両部、施設に関しては工務部や改良建築部が定期的に点検 し、メンテナンスを行っている。

(東京メトロ)

イ 信号保安設備等の整備

信号や電気設備などの保守点検を通信区・電気区社員によって継続して行っている。(東京メトロ)

(2) 利用しやすい駅施設等の整備

(足立区・都交通局・各鉄道事業者)

ア エレベーター等駅のバリアフリー化

「移動等円滑化の促進に関する基本方針(国家公安委員会、総務省、国土交通省)」により、区内全駅について、鉄道事業者による段差の解消(バリアフリールートの確保)やバリアフリートイレの整備がされている。

- イ 視覚障がい者誘導用ブロック、案内表示等
- ウ鉄道車両の整備

車内セキュリティカメラの設置を推進しており、日比谷線は設置完了。千代田線は順次設置拡大している。また、緊急事態に備え、駅や車内における非常用設備の設置位置や使用方法について、ピクトグラムを活用したわかりやすい表示方法へ変更している。

(東京メトロ)

(3) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

(足立区・都交通局・各鉄道事業者)

ア 令和6年度においてはされ、北綾瀬駅における「しょうぶまつり&世界の食 広場」への出展や、北千住駅・綾瀬駅における清掃活動への参加など、沿線地 域との交流に加え、「足立の花火」開催時の安全確保への協力や滞留者対策合 同協議会への参加など、地域との協力体制を強化している。(東京メトロ)

	A+ > = 0 -	÷		目標	目標(上段) • 実績値				
実施機関	機関・鉄道の交通安全		具体的な取組内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区•都 交•鉄	鉄道交通環境の 整備	鉄道施設の安全 性の向上	鉄道車両及び鉄軌道等鉄道施設の様々 なメンテナンスの継続実施	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	→	継続 実施
		【区内	る会鉄道会社・東京都交通局】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区·都 交·鉄	鉄道交通環境の 整備	信号保安設備等 の整備	信号保守設備等、電気設備の保守や検 査を行い、輸送の安全に万全を期す	実施	→	→	→	→	継続 実施
		【区内	內各鉄道会社・東京都交通局】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•都 交•鉄	利用しやすい駅 施設等の整備	エレベーター等 駅のバリアフ リー化	ホームドアの設置をする駅 (R3:竹ノ塚 R5:五反野 R6:小菅、梅島)	1 箇所	-	1 箇所	3箇所	_	-
			【区:都市建設課】実績値→	1箇所	O箇所	1 箇所	2箇所		
区•都 交•鉄	利用しやすい駅 施設等の整備	視覚障がい者誘 導用ブロック、 案内表示等	「バリアフリー法」の基本方針の整備 目標に沿って、駅施設のバリアフリー 化を進める	整備目 標に 沿って	→	→	→	→	継続実施
		(E Ø	N各鉄道会社·東京都交通局】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区•都 交•鉄	利用しやすい駅 施設等の整備	鉄道車両の整備	「バリアフリー法」の基本方針の整備 目標に沿って、車いすスペース車内案 内表示器の設置を進める	整備目 標に 沿って	→	→	→	→	継続実施
	【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→					実施	実施		
区•都交•鉄	鉄道交通の安全に 及	関する知識の普	沿線地域との交流を積極的に進め、事 故防止等についてPRを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		(区内	り <mark>各鉄道会社・東京都交通局】実績値→</mark>	実施	実施	実施	実施		

※区内各鉄道会社のうち、一部で実施しているものについても「実施」としている。

2 踏切の交通安全

(1)踏切道の構造改良

(足立区・千住警察署・竹の塚警察署・各鉄道事業者)

踏切勉強会を実施した。また、JR及び東武鉄道と合同踏切事故防止キャンペーンを継続していく。

実施機関	踏切の交通安全	具体的な取組内容	目標(上段)・実績値(下段)							
		共体的な取組内谷		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降		
区・鉄・千住、竹の塚警察署	踏切道の構造改良	関係部署と協議し、踏切道の安全確保 に努める	都度実施	→	→	→	→	継続実施		
	【区:交通対策課 推進係】実績値→				都度 実施	都度 実施				